

河合町議会会議録

令和元年 12月10日 開会

河合町議会

令和元年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （12月10日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
坂 本 博 道	3
西 村 潔	21
中 山 義 英	36
馬 場 千 恵 子	55
佐 藤 利 治	66
○散会の宣告	74
○署名議員	77

令和元年 12月 10日 (火曜日)

(第2号)

令和元年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和元年12月10日（火）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	門口光男
住民生活部長	木村光弘	まちづくり 推進部長	堀内伸浩
教育部長	上村欣也	企画部次長	森嶋雅也
総務部次長	浮島龍幸	福祉部次長	杉本正範
まちづくり 推進部次長	福辻照弘	まちづくり 推進部次長	石田英毅
総務課長	小野雄一郎	財政課長	上村卓也

住民福祉課長	中野雅史	社会福祉課長	浦達三
高齢福祉課長	松村豊範	子育て支援課長	小山寿子
住民生活課長	上村英伸	環境衛生課長	佐藤桂三
まちづくり 推進課長	中島照仁	教育総務課長	中尾勝人
生涯学習課長	小槻公男	スポーツ振興 課長	中野典昭

会議に従事した事務局職員

局長	阪本武司	調整員	松本良一
----	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和元年第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（杵本光清） 本日の日程は一般質問です。

本日は、受け付け番号1番から5番までの質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

◇ 坂 本 博 道

○議長（杵本光清） 1番目に、坂本博道議員、登壇の上、質問を願います。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

（6番 坂本博道 登壇）

○6番（坂本博道） 6番、坂本博道です。

質問通告書に基づき、質問をさせていただきます。

まず第1に、町営住宅の管理運営についてです。

町営住宅は、町民の財産であり、安心して住み続けられる低家賃住宅としての機能を維持するためにも、管理上、4つの点が必要と考えます。

1つ、入退去の管理。2つ、日常の修繕等の管理。3、不正使用等の管理。4、家賃の納付の管理。それらを行いながら、現在進めている長寿命化計画や今後の住宅政策の確立が必

要と思います。その一環として、現状の確認や改善方向について質問します。

1つ、9月議会で転貸し、不正使用について、引き続き調査をするとしているが、新たに問題になる事例は判明していないでしょうか。

2つ、6月議会で名義人と現在の居住者が違うケースが20件余りとなっているが、正確には何件だったでしょうか。その後、名義変更の書類を届けたのは何件で、手続が終了したのは何件でしょうか。

3、名義変更となれば、新規入居に準ずるものとして、公営住宅入居者選考委員会、もしくは住宅等管理検討委員会に報告するべきではないでしょうか。

4、調査は、いつまでに完了させる予定でしょうか。

次に、家賃の納付状況について伺います。

平成30年度決算で、全体の歳入について、予算減額後の調定額は72億3,707万円、それに対して収入未済額が1億4,096万円です。そのうち、使用料及び手数料の未済額が6,314万円、その中で住宅使用料が6,237万円と大半を占めております。

本来、歳入財源や資産として計上されているものであり、財政運営にも影響を与えるものです。

家賃の納付状況と対応について、以下伺います。

1番、平成30年度分で、住宅家賃としての当年度の請求件数と請求額、決算で納付された件数と金額。2つ目に、当初調定された過年度分の件数と金額、決算で納付された過年度分の件数と金額。3、住宅使用料について、平成20年度決算では収入未済額が5,231万円で、その後、平成25年から30年までは約6,300万円前後となっております。平成30年度決算の収入未済額の内訳について、全体の件数、また死亡や不明などの件数、そして平成20年以前の分の件数、金額など、どうなっているのでしょうか。4、なぜ、このような状況になってきたか、また今後の対応はどうする方針でしょうか。

なお、6月議会で、私、転貸し問題について質問した際に、既に亡くなっている方ではありますが、具体的に家賃3万円支払っている事例、ご紹介しました。後日、関係者の方からお話があり、又貸しは事実だが、人助けとして行っていた、家賃として3万円ももらっていたことがないとの指摘がありました。規則上、6月議会の発言を訂正することはできませんが、そのことを申し述べて、引き続き、当たり前の行財政運営を行えるよう、よく調査もして取り組みたいと考えております。

第2に、国民健康保険について質問します。

国民健康保険制度は、命を守るセーフティネットの根幹です。

県は、2024年度に国保の保険料統一を目指して2年目に入っています。保険料率を決めて、国保税を納めること、健診の実施などは従来どおり、町独自の判断で実行できます。

県単位化1年目である平成30年度の国保会計の決算は7,439万円の黒字、国保財政調整基金に2,093万円積み、基金は3億6,166万円となっています。

来年は、県の制度の見直しの年でもあります。納付金は納めつつ、基金も活用して、町民の命と健康を守る制度として、よりよいものにするための取り組みが重要です。

1つ、河合町の医療費の動向は、県単位化計画を立てた平成29年時の予測に対して、どうなっているのでしょうか。

2、来年度は、保険料率改定を実施する予定でしょうか。決算動向も踏まえ、基金も活用して保険税が上がらないように運営すべきと思うが、どうでしょうか。

3、健診の受診率向上の取り組みはどうでしょうか。国は、来年度、保険者支援制度の予算を200億ほど増額しようとしています。しかし、インセンティブ方式として、特定健診の受診率が20%以上、30%未満の国保はマイナスポイントとするなど、新たな分断を進めようとしております。しかし、健診そのものの強化は必要です。基金を使った受診料の軽減や周知の方法改善など、強化の対策はどうでしょうか。

4、資格証明書や短期証などの発行を行わず、払える保険料に引き下げることが重要です。保険証がなくて、手おくれの死亡事例も近隣で起こっております。

1つ、18歳までの子供の均等割医療分、公費支援分も合わせて3万5,500円の免除制度を実現してください。2つ、現在の18歳までの国保被保険者数、短期証である子供の保険証の発行実績はどうでしょうか。3、実現には、予算として法定軽減も含めて加味すれば幾ら必要でしょうか。4、実現するためには、必要な条例を制定し、予算措置すれば可能でしょうか。

財源は、国保基金の一部を使えば十分可能と思っております。国は、一般会計から国保への繰り入れを禁じようとしております。しかし、基金の活用であれば、何ら問題ありません。町長の河合愛A I構想の子育て環境の整備の一環として実現をしていただきたいと思っております。

第3に、河合愛A I構想について質問します。

町長は、河合愛A I構想として3つの柱を提起しています。全体として、河合町のまちづくりをどのように進め、財政の改善も進めるのか、方針化が必要ですが、今後どのように進めようとしているのでしょうか。その中で、タウンミーティングの資料のファシリテーターマ

ネジメント関連で2点質問します。

1つ、第三小学校跡地の活用について、できるところからとしながらも、どのように進めようとしているでしょうか。住民の声をしっかり聞いて反映させる進め方が重要だと思っております。

2つ、佐味田川駅のバリアフリー化は、高齢化の進行、障害者や妊婦など、誰もが使いやすい駅にするため具体的に進めることが必要です。また、高塚台側からでは、階段が上り42段、下り40段あるそうです。切実な課題です。

近鉄の資料でも、田原本線8駅のうち、駅構外から改札口間が車椅子で介助なしに移動できないのは佐味田川駅だけとなっております。また、国もバリアフリー化推進に新たな方針を提起し、平均利用者3,000人未満の駅でも、地域の強い要望があり、地方公共団体の支援が得られる駅へ対策強化などを打ち出しております。エレベーター設置、ホームや改札口の移動改善など、バリアフリーの方法もさまざまです。河合町のバリアフリー基本構想を本格的に実施する方向で進めてください。

1つ、平成26年バリアフリー基本構想では、佐味田川駅のエレベーターについて、近鉄と協議するとしているが、策定後、具体的に近鉄等と協議は進めているでしょうか。

2、バリアフリー化実現のために、どのような計画を考えているでしょうか。推進の軸はどこにありますか。

3、地域の強い要望も必要ですが、その組織化など、どう考えておられますか。

以上で、壇上からの質問とします。再質問は自席にて行います。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） 私のほうからは、町営住宅の管理運営について、回答させていただきます。

1つ目、9月議会で転貸し、不正について引き続き調査するとしているが、新たに問題となる事例は判明しているのかという質問でございます。

新たに問題となる事例は判明しておりません。

2つ目、6月議会で名義人と現在の居住者が違うケースが20件余りとなっているが、正確には何件か。その後、名義変更の書類を届けたのは何件で、手続が終了したのは何件かという質問です。

現調査時点では25件でございましたので、名義変更の手続の書類を届けさせていただきます。

した。手続で、賃貸借契約の提出で連帯保証人の連署が必要とあり、入居者の中には高齢者や身寄りのないなどの理由で、手続がおくれていると思われます。手続が終了したのは2件でございます。

次に、名義変更となれば、新規入居に準じるものとして、公営住宅入居選考委員会、もしくは住宅管理等検討委員会に報告すべきではないかという質問でございます。

今後は、公営住宅入居選考委員会で承継された内容については報告させていただきます。

次に、調査はいつまでに完了させる予定かという質問でございます。

現在も調査を進めているところでございます。年度内には完了できるよう努めてまいります。

次に、家賃の納付状況と対応についてでございます。

平成30年度分で、住宅家賃として当年度の請求件数と請求額、決算で納付された件数と金額はという質問でございます。

平成30年度町営住宅等の家賃については、納付通知世帯件数183件、家賃額は1,587万6,800円で、納付された件数は162件、1,500万7,900円でございます。

次に、当初調定された過年度分の件数と金額、決算で納付された件数と金額はという質問でございます。

過年度分の町営住宅の家賃については、156件、6,202万8,595円、納付された件数は15件、51万8,500円でございます。

次に、平成20年度決算では、収入未済額5,231万円、平成25年度から30年度までは6,300万円前後となっているが、平成30年度決算の収入未済額の内容について、全体の件数、死亡や不明などの件数、平成20年以前の件数、金額はという質問でございます。

平成30年度収入未済額は、現年分86万8,900円、過年度分6,151万95円、合計6,237万8,995円でございます。債権の分類では、死亡41件、1,468万2,205円、転出31件、1,231万800円、行方不明5名、46万3,600円、生活保護受給者32件、1,420万1,100円、生活困窮者59件、2,072万1,290円となっており、合計168件、6,237万8,995円でございます。平成20年度以前の件数につきましては121件、4,613万1,200円となっております。

次に、なぜこのような状況になったのか。また、今後の対応はどうする方針かという質問でございます。

公営住宅は、困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸する住宅であり、減免制度活用の案内や支払い能力によっては、分割納付を認めるなど、運営する上で大事な取り組みの一

つとして行ってきました。しかし、改良住宅の入居者も含め、昨今の社会情勢の中で離職、高齢化などにより、滞納者の多くは何らかの原因があり、生活困窮のために支払えない状況にあったと考えられます。

今後の対応といたしまして、引き続き家賃徴収のために滞納者宅への訪問や文書催告を行いつつながら、滞納者の長期化の防止や滞納額の縮小に向け、取り組みを実施してまいります。

また、滞納家賃の中には死亡や行方不明などの回収が見込めない債権については、河合町債権管理条例に基づき債権放棄を実施し、長期滞納者へは河合町営住宅家賃滞納整理等事務処理要綱に基づき実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○住民福祉課長（中野雅史） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中野住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） それでは、私のほうからは国民健康保険について、子供の均等割の減免、国保税の引き下げをということから、ご質問いただいたことにつきまして、回答させていただきます。

医療費の動向につきましては、県のほうの開始によりまして、平成30年度より都道府県化になりまして、都道府県も市町村とともに保険者となり、国保財政の責任主体者とされたところでございます。

奈良県においては、県全体での国保加入者の医療費等を見て、県全体での必要な保険料（保険税）を算出し、市町村は事業費納付金として、県に対し保険税徴収額を納めているところでございます。

このことから、町においては医療費等の動向を見込んだ予算を行うことはなく、県が県全体の医療費等を見込んでおります。

そこで、平成30年度の納付金算定において、県全体での医療費等の見込みと決算の内容につきましてお答えさせていただきます。

医療費分としまして、県のほうの予算が980億3,905万1,000円で行いました。決算金額としまして980億1,590万3,616円、差が2,314万7,384円、乖離率としまして約0.02%となっております。

次に、後期高齢者支援金分といたしまして、県の予算においては180億9,637万3,000円、決算につきましては180億279万8,541円で、その差につきましては9,357万4,459円、乖離率にしまして約0.5%となっております。

介護納付金につきましては、予算額71億9,436万円、決算額が64億2,259万1,191円、差としましては、ちょっと大きいんですけども7億7,176万8,809円、乖離率としましては約10.7%となっております。

なお、この介護納付金につきましては、支払基金というところが示す係数に基づいて算出する結果であるため、今後におきましては、その推計に用いる係数の精緻化について、国、支払基金に対して、強く求めていくということで回答いただいております。

続きまして、来年度の保険料の改定ですが、基本的には保険料の賦課額においては、現在の保険税率での賦課を考えております。

なお、令和6年度の県統一賦課方式、県統一税率に向けた保険税率の改定は必要となることから、基金を活用しながら、それに向けて見直しを行っていきたいと考えております。

次に、2番目の質問でございます。

健診の受診率向上の取り組みはどうか。基金を使った受診料の軽減や周知の方法改善など、対策はどうかというご質問でございます。

特定健診事業は、生活習慣病の早期発見、早期治療に結ぶことで、心臓病、脳卒中などの発生リスクを抑え、また病状の重症化、長期化の軽減が見込まれ、増え続ける医療費の抑制も期待できるものと考えております。

そこで、受診率向上のため受診券の送付時に、受診の関心が高まるような案内とすることや、未受診者に対する受診勧奨を行い、さらに町内医療機関に対しまして、受診勧奨の協力や啓発ポスターの掲示もお願いしているところでございます。

また、昨年度からは衛生部門のほうで実施されています各種がん検診の実施案内文を、特定健診の受診券送付時にあわせて同封を行い、本年度からは特定健診の結果、送付に合わせて結果から見た保健師さんのコメントを記載した文書の同封を行ったりして、健診への関心を深めていただき、持続的な健診を受けていただくことで、受診率の向上に結びつくよう進めているところでございます。

基金を使った受診料の軽減については、検討をさせていただきたいと考えております。

18歳までの子供の均等割の免除制度を実現してくださいということなんですけれども、被保険者の方に負担していただく保険税額の設定につきましては、医療費等の支出に対して、公費等の負担を除いた一定のルールにより行うことが、安定した国保財政運営を行う上で大切なものであります。

18歳以下の子供さんの均等割軽減ですが、子供さんに係る均等割の保険税の軽減措置の導

入につきましては、全国知事会から国に対して要望されているところでもあり、子供さんの均等割の軽減につきましては、子育て、少子化対策は国の全体的な取り組み事項であると考え、全国一律制度として、国において制度設計をされるべきものだと考えております。

また、令和6年度の保険料水準の統一に合わせ、保険税免除基準についても統一化、実質面で保険税負担の公平化を図る検討がなされているところであり、また減免制度は災害被災者や失業等による所得減、生活扶助対象者といった困窮者など、一定の理由がある方に対して実施することが、国保運営での公平、公正な負担のあり方だと考えております。

続きまして、3番目の現在18歳までの国保被保険者数、短期証である子供の保険証発行実績ということなんですけれども、本年度の10月末の時点の状況で報告させていただきます。

18歳までの被保険者数につきましては294名となっております。そのうち、子供さんの短期証発行が20名という形になっています。

次に、実現するには、予算として法定軽減も加味すれば幾ら必要かというご質問です。

10月末で18歳の子供さんが249名で、医療、後期分の支援金分均等割の合計が3万5,300円となり、これに基づいて計算しますと、最大で1年間で1,037万8,200円となっております。軽減を加味した場合は645万9,900円となっております。

続きまして、最後ですけれども、実現には必要な条例を制定し、予算措置をすれば可能かということなんですけれども、現在、国民健康保険税の減免につきましては、国民健康保険税条例第26条の規定により、災害、その他の特別の事情により、生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者について、必要があると認めるときに減免措置をすることができるかと定めているところでございます。

減免制度は、災害被災者や失業等による所得減、生活扶助対象者といった困窮者などの一定の理由がある方に対して実施することが、国保運営での公平、公正な負担のあり方だと考えており、減免制度については考えておりません。

以上です。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 私のほうからは、河合愛A I構想の第三小学校跡地について回答いたします。

第三小学校跡地につきましては、「暮らしになくてはならない拠点」というコンセプトで活用したいと考えております。

公民館機能や避難所機能を強化した体育館のほか、新たに、例えば5Gであるとか、ソサエティ5.0を視野に入れましたサテライトオフィスやコワーキングスペースといった起業支援機能などを追加しまして、複合機能を兼ね備えた施設として整備できないかと考えております。また、行政だけではなく、町民の皆様の意見も、当然のことながら反映してまいりたいと考えております。

先日のタウンミーティングでも、いつでも利用できる憩いのスペース、子供たちが楽しめるスペースなどを求める前向きな期待の声を多く聞かれています。

今後におきましても、住民の皆様の声をさらに反映するために、先日実施したタウンミーティングよりは小さな単位でご意見をお聞かせいただきたいと考えております。

以上です。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） それでは、私のほうからは河合愛A I構想、3番目、佐味田川駅のバリアフリー対策についてに関しまして、お答えさせていただきます。

まず、1つ目のご質問といたしまして、バリアフリー計画策定後、具体的に近鉄等と協議は進めているのでしょうかというご質問でございます。

河合町バリアフリー基本構想につきましては、平成26年10月に策定しておりますが、平成27年12月に当該駅に隣接する自治会より、駅のバリアフリー化の対策に関するご提案があり、改めまして平成28年1月に近畿日本鉄道株式会社と協議を実施したものであります。

計画の実現のため、バリアフリー化を含む利便性の向上に向けた協議を行ってまいりましたが、現時点におきましては、バリアフリー化のハード面の具体的な対策には至っておりません。

2つ目といたしまして、バリアフリー化実現のために、どのような計画を考えていますか。また推進の軸はどこになりますかとのご質問でございます。

高齢化が進む一方で、人口は減少の一途をたどっておりますが、障害をお持ちの方などを含め、高齢化社会における公共交通機関は、より一層重要な社会基盤となっていることから、町のバリアフリー化は超高齢社会に対応するためには欠かせないことは明らかでございます。

なお、主体は鉄道事業者となりますが、本町にある全ての駅は継続して存続させる必要があるため、乗降客数にとらわれず、バリアフリー化の必要性につきまして継続的に訴えてまいります。

続きまして、3つ目、地域の強い要望も必要ですが、その組織化はどう考えているかのご質問でございます。

国土交通省のバリアフリーの基本方針の改正といたしまして、乗降客数5,000人以上の駅を対象としていた旧整備目標から、平成22年度におきまして、原則3,000人以上の駅を新整備目標としており、地域の強い要望などに加え、駅周辺のさまざまな施設の配置状況や、また高齢者、障害をお持ちの方などの利用状況のニーズを総合的に勘案するとされております。

河合町バリアフリー基本構想につきましては、整備目標の改定後に検討を行っておりますので、新たに組織化を図るものではないと考えますが、協働のまちづくりの観点から、町と住民の方々、鉄道事業者と協働して、駅とその周辺のバリアフリー化の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほどの質問の中に、私に対しての、3点ほどございましたので、ちょっと説明してまいりたいと思います。

先ほどの係の答弁にもありましたけれども、減免制度につきましては、災害被害、それから失業等、それから所得減、生活扶助者といった、そういう困窮者の方など、一定の理由がある場合に対して実施するというので、公平、公正なその負担であると考えております。

河合町に限りましても、基金の活用で町民の皆さんに負担が増えない、そういうことをちょっと中心に置きまして対処してまいりたいと思っております。

それから、2つ目は河合愛A I構想で三小の跡地ということがありました。一応、タウンミーティングのときにも説明させてもらったように、公共施設の再編、それから教育のまち、それから子育て環境、その3本を中心に進めたいと考えております。

特に、三小跡地につきましては、「暮らしになくてはならない拠点」という、そういうコンセプトを活用してまいりたいと思っております。

来年度、小単位でのタウンミーティングを実施しまして、いろんなこちらの方針なり、またお声も聞いていきたいと思っております。

それから、3つ目、佐味田川駅のバリアフリー化についてなんですけれども、長年の課題になっていると思っております。

これにつきましても、まちづくり、まちを変えている、そういう改革の発想をしっかりと位

置づけまして、駅前改革に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、順次再質問させていただきます。

1つは、町営住宅の管理問題ですけれども、先ほど出ておりました中で、滞納の状況についてですけれども。これでいくと、単年度だけで見たら183件中162件の納付だということで、21件の滞納があると、この数字をどう見るかというのがありますが、これは例えば経年的にも大体同じぐらいの状況というのが継続すると見たほうがいいんでしょうか。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） 現年分につきましては、毎年減免制度の活用を行いながらやっておるんですけれども、やっぱり生活困窮というところもございますので、毎年大体同じような数字の金額が残っているところでございます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かに、いろいろな生活問題もありますし、いろいろな状況もありますから、機械的にということは思っておりません。しかし、やはり滞納額のほうが、まずは単年度で増えないようにしっかりとすること、それから同時に、当然悪質なものがあれば、それは厳しい対応をすることを含めて、この分野についてはやっぱり改善を進めていくということは非常に大事だと思っております。

そういう点で、改めて、先ほどの転貸しの調査のほうにつきましては継続しているということがありました。同時にそういう点で、ぜひこの町民の財産としての町営住宅の運営の管理が普通に行われているという状況にしていくということについては、これは全体にしても大事な課題と思っていますので、その点の決意というか、今後の見通しにつきましては、これは町長のほうからちょっと一言お願いできませんでしょうか、

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、ご指摘ありました管理につきまして、公正、公平を期するというところで、それを念頭に入れてやってまいりたいと思います。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この件につきましては、全体として、どう推移するかということは、継続して注意しながら、全体をとにかくこの分野も含めて、次に展開するためにも改善を図っていくことが必要やと思っています。

そういう点では、調査という点でいえば、年度内にとっておりましてけれども、基本的にまず町として、ない、あるも含めた評価をしっかりと責任を持った対応をした上で、また具体的な問題が発生したら対処するということがやっぱり大事だと思いますので、引き続きこの問題については関心を持って、また自らも調査もしながら取り組んでいきたいと思っております。

2つ目に、国民健康保険の件につきましてですが、1つは来年、県単位化という方向に動いております。これ自身は、保険料のところをとにかくどこに住んでいても、どういう世帯であっても、所得は一緒やったら同じにするという、そういう考え方ではあります。

実際、来年、見直しになりますので、いろんな問題も既に出てきております。そういう点では、県自身は医療費適正化計画のほうで、7年後ぐらいのところで、約199億円、医療費が増えるような計画に、それと連動して国保問題を扱っています。

ですから、そういう点では、医療費の動向とかを見ながら、この基準が本当に妥当なのかというのを、来年見直しのところでしっかりとやはり反映する必要があると思います。

そういう点で、県の来年の見直しの協議について、その状況をしっかりと分析しながら、同時に町としても担当の分野からも町民の、いわば負担増や、それから機械的なそういうことを行わないように、見直しの点には意見をしっかりと反映させてほしいと思うんですけれども、そういう場所は、まず県の協議の中であるということになっているのでしょうか。

○住民福祉課長（中野雅史） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中野住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） 今年につきましても、12月23日に協議という場で、県のほうが開催するというので、議員おっしゃったところ、当然医療費の動向見込みで、住民の方の負担していただく保険料というのは大きく変わってきます。

その辺は、やはり適正な算出をもとに、今後も統一化に向けて、県のほうにはやっていただきたいということで、その辺は伝えさせていただきたいと。

その辺も、会ったときに県の方にも言うことはあるんですけれども、これからも引き続き、

そのようなことをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういうふうなことで、独自にも、一方で改善もする必要があるというふうに使っております。

そういう点で、国保行政の一つでもあります健診の問題については、早期発見、早期治療で、医療費そのものも、いわば抑えていく要因にもなります。

同時に、先ほど言いましたように、国のほうも、インセンティブというやり方ではありませんけれども、一定のこういう動きに対しても、一定金を下ろすというようなことにもなります。そういう点では、国保会計も含めて、きちんとするためにも、この健診分野もやはりより一層強めてほしいと思うんですけれども、1つ、昨年の特健診の実施率というのは大体何%でしたでしょうか。同時に、この問題で具体的に対応している体制というか、課というか、分野はどこになっているのでしょうか。

○住民福祉課長（中野雅史） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中野住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） まず、特定健診の実施率なんですけれども、国民健康保険につきましても被保険者につきましては、昨年度の特定健診の実施率につきましては29.4%となっております。

75歳以上の後期高齢者の特定健診の案内等につきましては、衛生部門のほうで特定健診の受診案内勧奨等をしているという形になっています。

以上です。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 先ほど言いましたように、国のほうが少し、いわばいやらしいやり方をしております。そういう点で、特定健診の受診率は20から30ぐらいの間というのは、さっきの支援金を分配するときのポイントを下げるみたいなことにもなっております。

そういう点では、やはり健診そのものも前進させることが大事だということに立った上で、さらに先ほど出されておりましたけれども、改善するための取り組みを、やっぱり来年度に向けてしっかりと準備をしてほしいということをおきたいと思っております。

そういう中で、18歳までの子供の関係の均等割の免除という件です。

これにつきまして、先ほどあったように、子供の保険証というのは、これは親が、世帯のところが、今、河合町の場合は資格証が出ていないので、短期証を発給した際に、通常3カ月ぐらいになるところを、国のほうも子供の短期証については、少なくとも6カ月ということになっていますので、それが出されている数だと思います。ただ、結果的には親世帯を含めて、その支払いが大変そういう点では苦労しているということが反映していると思います。

確かに、払って当然ということが一方であるかもしれません。しかし、同時に大変、先ほどのいろんな状況も踏まえて、支払いそのものが困難だという事例もあります。

そういう中で、子供について、せめてこのことが影響しないようにするためにも、均等割の場合は、生まれたら、赤ちゃんであろうが、1人3万5,500円がかかってくる、こういう制度で、国保以外の保険には、いわば、ない制度ですから、そういう点でそのことをどう考えるかということについては、これは公平性ということを言いながらも、やはり町の政策的な判断だろうと思っております。

現実には、全国ではあちこちで実施しているところもたくさんあります。また、国の一律な方針と違う制度もたくさんやっています。

そういう点で、この問題というのは、河合町の中で、そういう点では600万そこそこでもできるということではあります。ですから、ぜひ子育て支援の一環としても、この制度を重視をする、同時に少しでも軽減を図るという取り組みとして前進させていただきたいと思うんですが、そういう点で、先ほどお聞きしたのが、条例を整備すれば可能かというのは、要するにそういう、上牧町はその減免条例というのをつくって、実際やっているわけなんで、そういうことは、そういう条例を制定するという意思になれば、これは実現できるというふうに考えてよいと思うんですが、その点はどうでしょうか。これは、部長、ちょっとお願いします。

○福祉部長（門口光男） はい、議長。

○議長（枚本光清） 門口福祉部長。

○福祉部長（門口光男） 町独自の均等割の実施に向けてというところでお答えをさせていただきます。

先ほど課長のほうがお答えさせていただいたとおり、子供さんに係る均等割、これの軽減等につきましては、子育て支援を考えた場合、全国一律での制度として、国が制度設計をされるものというように考えてございます。

減免制度、これにつきましては、被災者や失業等による生活扶助者といった困窮者等に対して実施することが、公平、公正な負担のあり方ということで考えてございます。

奈良県におきましては、議員おっしゃるとおり、県知事のリーダーシップのもと、39市町村が保険料の水準、これについて県内どこに住んでいても、同じ保険料といったことを目指してございます。

隣町で、そういうふうに2年間限定としてされたということにつきましては承知しておるところですけれども、そうした一定のルールというのがございます。したがって、統一化を目指す過程におきまして、河合町が独自の減免を行うことは若干いかなものかというふうに考えてございます。

しかしながら、保険料の抑制のためには、基金というのが3億6,100万程度、今年度の積み立て予定ということでございますので、その辺について、全体で保険料の抑制、これには努めてまいりたいというように考えます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今言われている件については、実際はいろいろ問題を、本当に含んでいると思います。

この制度とか、減免とかの規定も含めて、基本的には実施主体は町としてできるということになります。ですから、全国では幾つもあります。この件だけやなくて、特別なというか、その市町が独自に考えている減免制度だったりとか、国保の運営であります。

ですから、全国一律だからということで、うちはしないという理由には絶対ならないと思います。それぞれの自治体が考えてやっているわけです。

実際、そういう点で、やっぱり今の現状と、少しでも改善するところはないか、その上でやるべきことじゃないかと思っています。

とりわけ基金については、今後の納付金の問題とかを含めたときに、一定それも使うとなってますけれども、今の計画でいっても、2年に1回ぐらいあけたときに、大体1,500万前後ぐらい投入するぐらいの計画になっていると思います。

ですから、3億6,000万ある中で、これをどう使うかというのは、非常に、いつまでもとまらないかもしれませんが、大事なことです。それを活用するという観点で、ぜひこれは来年度に向けて準備をしてほしいと思いますし、またそういう世論も呼ぶということは必要ではないかと思っております。

ですから、最後にこの点につきましては、町長のほうに、ぜひ子育て支援というか、愛A I 構想の中でも一定言われているのが、一つとして位置づけてもいいんじゃないかと思っていますので、所見をお願いしたいと思います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、おっしゃったように、今、子供たちの状況というか、しっかり見ていって、見捨てる、そういう意味じゃなくて、減免制度をしっかりとというか、困っている方というか、生活困窮者に対しましては、しっかり守っていく、そういう強い意思を持っております。

それと、一番初めにもちょっと申し上げましたように、町民全体、国保に入っておられる方を、これから県統一化になるんですけれども、急激に上がるとか、そういうことをやっぱり防ぐ、とにかく町民の皆さんに負担をなるべく負わせない、そういうことを第一に考えております。

そういうことで、減免についても、いろんな面で広げていったりとか、町独自のことも課題としては考えてまいりたいと思います。

以上です。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今の人口的に見たときに、一部若い世代を含めて増えているところも実際あると思います。ただ、集合住宅であったりとか、いわゆる子育て世代のところも、意外と国保対象であったりとか、働きに行っている、そういう世帯も意外と出てきていると思います。

そういう点では、そういうところも含めて支援するという意味合いでも、このことは大事じゃないかと思うので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

最後に、河合愛A I 構想の関連でお伺いします。

1つは、全体としてどう進めていく方針なのかということが1つです。それから、具体化を。それからもう一つは、三小の問題につきましては、町民の意見も聞くということは、どういう形でやろうとしているのか、同時にいつから、できるところからと言っていましたけれども、多分、来年度の中では、こういうところを考えているとか、そろそろ示しつつ、住民の意見も聞くという形にする必要があると思いますので、その点はどうでしょうか。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 全体としてという、河合愛A I構想、こういった形で進めていくかということですが、大きく3つの柱があるんですが、それにつきまして、同時並行して進めていくことになろうかと思えます。

町民の皆様の意見につきましては、先ほど申しましたように、タウンミーティングより小さな規模で、さまざまな意見、地域に応じて課題、考え方、その地域の形成過程で、課題というのは多種多様であると考えておりますので、そういったことをしっかりと集約して進めてまいりたいと考えております。

時期につきましては、今年度からも進められるべきところは進めてまいりたいということを考えております。例えば、ファシリティーマネジメントにおきましては、三小跡地の資産価値、そういったことを調べるマーケティングリサーチであったり、そういったところ、できるところから着手してまいりたいと考えております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 小さいタウンミーティングもやりながらということですがけれども、ということは、例えば、来年度ということで具体化することとか、予算が必要なこととかを含めて、それはもうちょっと後になるということによろしいですか。

この時点で、ある程度の構想があるのであれば、住民の意見も聞くような場も持ちながらと思っていますので、小さいタウンミーティングというような形で考えておられるのかということ、ちょっともう一度確認したいと思います。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 来年度、令和2年度に予算化するような事業につきましては、まだそこまで具体化していないということで、先ほど町長から発言がありましたように、小さな単位で意見を集約するというのは令和2年度に実施をしたいなと考えています。

その令和2年度でいろんなご意見を集約した上で、予算化していくべきものは令和2年度以降、予算化し、実施していきたいなと考えております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひ、とりわけ三小については、もともとの三小校区の今後のあり方にも影響しますので、そういう点では、そのテンポがいいのかどうかというのはちょっと疑問を感じますが、ぜひそういう声が反映できるような仕組みをしっかりとやってほしいと思います。

その上で佐味田川駅のバリアフリー化の件ですけれども、このことについて、先ほど言うように、やっぱり具体的に実現していく方向が必要だと思います。

特に、一方で駅前整備ということも出されておりますけれども、そういうことも絡めるかもしれないけれども、進めていく上で、1つ、バリアフリー基本構想の中でも、河合町バリアフリー推進協議会をつくって、それからこれを進めていくというようにもともとなっていたわけですけれども、これはできているということによろしいですか。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 推進協議会につきましても、そのようなものを構成した上で、協議を進めて、今まで来ております。

以上です。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ということは、もう5年たつけれども、これはできてないということですか。それが、近鉄と話し合いをしたというのは途中で住民の意見もあったのでということですが、本格的にやるというものになってないと思います。

そういう点では、今改めて全体の進め方もありますけれども、しっかりとこのことを進めていくという点では、これもやはり目に見える形というのが大事やと思っておりますので、ここはちょっと町長からも、最後所見をお願いしたいと思います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今のご指摘で、とにかくバリアフリーというのは長年というか、本当に課題になっております。

何とかアクションを起こしていくということが、今本当に大事ななど。今まで、何年も進んでいないということもありますので、とにかくその視点をしっかりと佐味田川駅前というか、そういうまちづくりの改革に生かしていきたいと思っております。

以上です。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員、残り1分です。まとめてください。

○6番（坂本博道） 国のほうも、このバリアフリー化構想とか、方針、法律、来年、オリンピックもあるということで強めておりますが、そこでも主体は事業者なんだけれども、その地域の地方自治体、それから地域の住民のその声と言っておりますから、それを広げていく点では、署名運動であったりとか、場合によっては、お金が必要になったときは、それも含めてどうするかを含めて、やっぱり依拠しながらも、ぜひこれは具体的に進めていけるように今後も、またチェックというか、関心を持って進めたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（杵本光清） これにて、坂本博道議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は、11時5分といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（杵本光清） 再開します。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 6月議会の自分の質問の中で事実でないことでの発言があったということについては謝っておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◇ 西 村 潔

○議長（杵本光清） 2番目に、西村 潔議員、登壇の上質問願います。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

（12番 西村 潔 登壇）

○12番（西村 潔） 議席番号12番、西村 潔が5つ質問させていただきます。

まず1つ目、財政健全化の具体的取り組みに向けて質問いたします。

6月議会、9月議会での答弁におきまして、今年度までに健全な財政の維持、向上、確保のための目標値を含めた施策を示したいとの答弁がございまして、確約をいただいております。実行するための仕組みをどう考えているのかどうか。

まず1つ目、河合町の健全な財政運営に関する条例を早急につくっていただきたいと思えます。その中で、まず中期目標3年から5年と、長期目標10年間で各指標の目標値として実質公債費比率、それから将来負担比率、財政調整基金残高、地方債残高を入れていただきたいと思えます。

次に2番目、その他健全化に向けた財政運営として5つのポイントを取り入れていただきたいと思えます。

まず1つ目が、長期的な視点に立った資産の分析と管理のルールをつくっていただきたいと思えます。

2番目、負債の適切な水準の維持と低減への努力をしていただきたいと思えます。総合利回りの低下をどうさせていくのか、この点でございまして。

3番目、歳入の安定的な増収策あるいは町税などの適切な徴収方法を確立してほしいと思えます。

4番目、使用料、手数料、負担金、補助金等の見直しをしていただきたいと思えます。

5番目、入札方法。随意契約等の見直しをするための仕組みをつくってほしいと思えます。

次に2番目、介護保険事務の民間委託の構想について質問いたします。

1、政令都市では介護保険業務を民間に委託するところもございまして。人材確保が現状でも困難な状況は続いている中、将来にわたってサービスを維持するための事務を民間に委託する市町村も今後出てくると思えます。具体的には、認定申請にかかわる手続や場合によっては給付まで外部委託する政令都市も出てきていると聞いております。今後、団塊の世代で被保険者は急増するわけですから、当然これにより業務量も大幅に増えると思われています。そこで、新たな仕組みを町は検討しているのかどうか。例えば7町で連携してやるとか、あるいはかねてから私が質問しておりますけれども、7町で保険料を一本化することも一つの選択肢でございまして。給付についても一本化するということも考えられるわけですね。

次に3番目、地域支え合い協議体の進捗状況について質問いたします。

6月、9月議会で質問させていただきましたけれども、町はこの取り組みについてどう考

えているのか。したいのか、したくないのか。力が入るのか入らないのかということです。それについてまず答えをいただきたい。

それから、9月議会で高塚台2丁目の協議体の初回協議が行われたというふう聞いております。そうしますと、何が話し合われたのか、課題の発見があったのか、その後の動きはどうなっているのかについて行政は掌握しておりますか。説明をお願いしたいと思います。

③そのほかの地域については、一体現状どうなのか。全くそういう会も開かれないのかどうか。あるいは具体的に検討しているのかどうか。これについての答弁をお願いいたします。

次4番目、マイナス金利の状況下で、地方債発行に対する町の所見はいかがでしょうか。少し視野が広いんですけども、現在国債のマイナス金利が定着している債券発行市場では、地方債の利回りもじわじわと低下しております。金利負担がなくなるマイナス金利になれば、新たな財政規律が一層働きにくくなる危険性もございます。5年債の金利、マイナスになってくるといことになりますと、地方債もそれに対してどのようにしていくかという考え方も出てくるわけです。今後の金融市場を考えた場合、町債発行についての所見をお聞かせいただきたいと思っております。

そこで、発行済みの地方債の現状について質問いたします。

①町が保有している町債の平均利回りを教えてください。2%なのか、高いのかどうか。

②発行済み地方債の引受先の割合。例えば、民間企業、金融機関、国とか公的機関等別にお示しいただきたいと思っております。

③現在、償還期間が5年までの残存5年までの分と5年以上の債券の残高とそれぞれの平均利回りを教えていただきたいと思っております。

次に2番、現在の町債を新たに買い入れることが可能か。要は、借りかえができるかどうかです。高い金利で支払っているわけですから、これができるかどうか。かつて河合町は実行一部できたと思っております。今後もこの借りかえができるかどうかの現状を教えてくださいたいと思っております。その場合に条件として費用はかかるかどうかとございます。できないのであれば、なぜできないのか。発行条件のところに明記されているのかどうか。それを、明記されておいても撤回ができるかどうかということについて答弁をお願いしたいと思います。

次3番目、マイナス利回りでの地方債発行について。視点がちょっと高いわけですけども、質問させていただきます。

①内外の金融機関などに対して、投資家に対して広報活動を河合町はしているのかどうか。

2番目、低金利の今のうちにインフラ投資に向けた地方債発行するところも出てくると思

います。河合町においては、こういうインフラ投資に低金利、マイナス金利になるということは利息を払わないということになるわけですから、そういう場合にインフラ整備をして町としては発行するのかどうか、というふうなところもあわせて所見をお聞かせいただきたいと思えます。

5番目、英語教育について質問いたします。

先日新聞を見ておられますと記事が出ておりました。スイスに本社を持つ各国で英語教育事業を展開する組織がございますけれども、この組織によりますと日本人の英語能力指数は非英語圏、地域100あるそうですけれども、この中で53位と出ております。前年度の日本の位置は49位ということで4つ落としておるわけです。低下したというふうに報告されています。ちなみに、韓国は37位、台湾38位、中国40位、日本は世界全体の平均以下でございました。この報告書が指摘しているのは、経験豊富な労働者が生産性を維持するため、高めるためには、英語を含む成人向け再教育が必要であると指摘しているわけです。やっとなら来年から本格的に始まる小学校の英語教育は非常に重要だと思っております。

1、そこで、どんな視点で英語教育を河合町の小学校において進めるのか。現在国が目指している英語教育の目標とは一体何か。その柱とは一体何かです。

そこで具体的に質問します。コミュニケーション能力とは一体何なのか。例えば、英語能力には4つあるわけです。読む、書く、話す、聞くの能力が要るわけです。日本語でも同じことですが、どの部門に、これから小学校の教育、小学校で英語を教える場合、どこを目標にして教えるのか。会話だけなのかどうか。

②学校で行われる内容というのは時間限られているわけです。例えば、家に帰って勉強するとか、興味があるかということについて、自宅外での学習についても小学校で教えるのかどうか。指導するのかどうか。

3番目、現在小学校の先生の英語教育への意識はどうか。現行の小学校教員免許制度の見直しはあるのかどうか。免許証の中には英語教育は入っていないと思えます。現在国としてやっているのかどうか。私としては、英語で考える習慣を小学校からつけられるかどうか。どのような手法とするのかという視点です。

実は、補足的に言いますと、国際的に国家戦略としてアジアでは、1996年タイ国が必須化しているわけです。97年韓国、2001年度中国、段階的に必須化しようとしているわけです。日本はこれから、来年から必須化しようとしているわけです。おくられていますね。これについて、国の方針はありますけれども、各市町村の教育委員会はどうしていくのかということ

について答弁を求めたいと思います。

再質問があれば自席でさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは大きく2つご質問いただいておりますので、回答させていただきたいと思います。

まず1つ目、財政健全化計画の具体的な取り組みに向けてということでございます。

その中の1つ目、河合町健全な財政運営に関する条例の設置と目標値の設定ということでございます。

目標値につきましては、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率の3指標を設定する予定をしております。また、健全な財政運営に関する条例の設置ですが、これにつきましては、国が定めた法律に基づく健全化判断基準に基づき適正に対応していく予定ですが、今後、町の財政状況が安定し、健全化指標がある程度改善した後は町独自で各指標ごとに一定の基準を設定することも検討していきたいと考えております。

2つ目、その他健全化に向けた財政運営ということで、そのうちの1つ目、長期的な視点に立った資産の分析と管理。現況の社会経済は不透明な状況ではありますが、将来的な町の人口動向、また住民のニーズを的確に把握し、長期的な視点に立った公共施設の見直しを行い、存続する施設については今後の財政収支見通しを念頭に置きながら、計画的に施設の更新や長寿命化など進めていきたいと考えております。

2つ目、負債の適切な水準の維持と低減への努力ということでございます。本町では、将来負担比率の算定において平成30年度では負債の大半を占めているのは地方債未償還残高で、全体の86%でございます。続いて、職員の退職手当見込み額9%となっております。この大半を占める地方債未償還残高につきましては、主要事業の実施により平成30年度に一時的に増加しましたが、今後は毎年度減少していくと見込んでおります。また、負債につきましては次世代の負担にもなることから、毎年度の地方債発行額を抑制するなど一層の縮減に努めてまいりたいと考えております。

④使用料、手数料、負担金、補助金等の見直しということでございます。本町では、平成17年度から財政健全化計画に基づく使用料、手数料、負担金の見直しや、平成18年度にはごみ袋有料化などを実施、また平成25年度にはごみ処理手数料の見直しを行ってきました。今

後も受益に応じた負担を求め、提供するサービスに係るコストに応じた負担となるよう、定期的に見直しを行っていきたいと考えております。また、各種団体補助金につきましては、平成14年度、16年度、29年度にそれぞれ20%、30%、5%の定率削減を行いました。今後も行政の責任領域や経費負担のあり方、補助効果等を考慮した上で削減・廃止等、さらなる整理合理化に努めてまいりたいと考えております。

続いて、4番目のマイナス金利の状況下で地方債発行に対する町の所見ということでございます。

1つ目、3つの質問いただいております1つ目が、町が保有している地方債の平均利回り。それと、発行済み地方債の引き受け先の割合。

3つ目として、残存5年未満、5年以上の債券の残高とそれぞれの平均利回りということでございます。

町が保有している地方債の平均利回りにつきましては、起債ごとに償還年数が異なり、また既に元利償還が始まっているものもあることから算出は困難ですが、仮に令和元年度償還利子を前年度末未償還残高で割りますと、一般会計で年利0.688%となっております。

次に、平成30年度一般会計における発行済み地方債の引き受け先の割合ですが、国が15.7%、地方公共団体金融機構28.0%、金融機関54.7%、奈良県1.6%となっております。

一般会計で残存年数が5年未満と5年以上の残高と平均利回りにつきましては、5年未満、平成30年度末残高6億5,642万円、平均利回り1.013%。5年以上、平成30年度末残高120億9,616万4,000円、平均利回り0.670%となっております。

次に、発行済み地方債の借り換えについてでございます。可能な場合の条件や費用、不可能な場合のその理由ということでございます。地方債の資金区分は、政府資金、地方公共団体金融機構資金、民間投資金の大きく3つに分かれております。そのうち、政府資金と地方公共団体金融機構資金につきましては、制度上、原則的に同じ資金での借りかえは認められておりませんが、民間投資金につきましては双方合意の上で借りかえが可能となっております。

3つ目のマイナス利回りでの地方債の発行についてということでございます。2つ質問いただいております。投資家への広報活動、それと低金利のうちにインフラ投資に向けた地方債発行を進めることについての所見ということでございます。

多額の資金調達が必要な都道府県や政令指定都市では、平成13年度の財政投融资改革により、政府系資金の縮小に伴い民間市場からの資金調達が必要となったことで広く投資家に購

入を募る市場公募債を発行しております。これらの自治体では、投資家への関連情報等を発信しているところがございます。しかし、本町では年間調達額が少なく、また現行の銀行等引受債よりもコストがかかるため、市場公募債は発行していないということから、投資家への広報活動は行っておりません。

次に、低金利のうちインフラ投資に向けた地方債発行を進めることについての町の所見ですが、現在国の財政融資資金の借り入れ利率20年償還のうち3年据置、10年後利率見直しでは、0.004%の低利となっております。そのため、自治体にとっては地方債を発行しやすい状況となっております。しかし、地方債の発行につきましては次世代の負担にもなることから、今後も事業の実施に当たりましては住民ニーズや社会経済情勢、国・県の動向、また財政指標などにも注視しながら真に必要な事業を選択し、徹底した経費削減により最小限の経費で実施することで後年度に財政負担を可能な限り圧縮していきたいと考えております。

以上でございます。

○総務部次長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 浮島総務部次長。

○総務部次長（浮島龍幸） それでは、私のほうからは2番、その他健全化に向けた財政運営として、3番目の歳入の安定的な増収策の検討、町税などの適切な徴収ということで質問をいただいておりますので、回答させていただきます。

まず初めに、歳入の安定的な増収策の検討ですが、本町においても景気回復の影響を受けつつも高齢化の進展や生産年齢人口の減少といった人口構造の変化に伴って歳入の根幹である町税収入は今後も緩やかに減少していくものと見込んでおります。そのため税務課としては徴収面ではさらなる徴収率向上につながる施策を考え、課税面では現在行っております償却資産の未申告者の調査を個別外部監査を通じ正確性、公平性のあるものにし、できるだけ速やかに順次課税を行ってまいりたいと考えております。

それに加え、歳入の安定的な増収策が図れるよう、交流人口の拡大につながる観光振興策や認定こども園を軸とした若い世代の定住化の促進につながる施策を強化していくなど、魅力と活力あるまちづくりを進めることで税収を確保し、安定的な増収策を今後も検討していかなければならないと考えております。

次に、町税などの適切な徴収とのことですが、町税は地域社会におけるさまざまな行政サービスを提供していくための重要な財源でございます。納期限納付の重要性を周知徹底し、税収確保・秩序の維持に努めてまいりたいと考えております。また、常に公平・透明・納得

の視点に立ち、適切な課税・徴収、積極的な滞納整理を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高齢福祉課長（松村豊範） 議長。

○議長（杵本光清） 松村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（松村豊範） 私のほうからは、介護保険事務、介護保険に関しまして大きく2つの質問をいただいております。

まず、1番目の質問ですけれども、介護保険事務の民間委託の構想についてということで、お答えさせていただきます。

介護保険に関する事務作業を民間に委託する、認定だけではなく給付まで外部に委ねるといった事例が出てきています。介護サービスを必要とする被保険者の要介護度を決めること、それに伴って介護給付を行う事務は介護保険制度の根幹部分でございます。人手確保が難しい中で将来にわたってサービスを維持するためには民間委託も一つの方法であると考えられているところでございます。ただ、窓口による書類申請、専門家による相談業務など手続のおくれがサービスの低下にもつながりかねないといった懸念もされます。新たな仕組みづくりにつきましては、事務量を把握しながら慎重かつ近隣の状況についても注視していきたいと考えます。また、将来に向けてサービスを維持するために広域7町の介護保険担当者会議もございまして、そちらのほうでも協議をしてみたいと考えます。

続きまして、地域支え合い協議体の進捗状況について回答させていただきます。

大きく3つの質問に分かれていますが、まず1番目の質問ですけれども、町はこの取り組みについてどう考えていますかという質問でございます。介護保険だけは、高齢者の生活の全てを支えることが困難であり、介護サービスにおける人材不足も予想される中、介護保険で解決できない日常生活における問題を地域の福祉力として高め、住民主体による活動支援を行い、減少傾向にある地域のコミュニティの再生、さまざまな地域のニーズに対応するため、各種関係機関とのネットワーク強化を地域住民の皆様とともに実践していくための必要な取り組みであると考えています。

続きまして、②番、高塚台2丁目の協議体の初回協議が行われたと聞いていますが、具体的な説明はということで、回答させていただきます。第一層協議体では、地域で得られた情報として、買い物で高い物が取れない・移動問題・活動者リーダーの担い手不足など困りごととして課題が発見されたところでございます。これを踏まえまして、事業化に向けて補助

金などの情報提供を行いながら進めていきたいと考えます。

続きまして、3番目、その他の地域の状況はいかがですかというところでございますが、ほかの地域の情報収集に努めているところです。高塚台2丁目以外につきましては、城古、市場の地区がモデル地区になってもよいという声が上がっているということは聞いています。

以上でございます。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから英語教育について回答させていただきます。

どんな視点で英語教育を河合町において進めるのか、国が目指している英語教育の柱と目標は何かについてです。

国や県からは、「外国語活動」及び「外国語」を含む全ての教科等の目標及び内容において、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱を児童の発達段階に応じてバランスよく育成することが求められております。

1つ目の質問です。

コミュニケーション能力とは何か。読む、書く、話す、聞く能力のどの部門に力を入れるのかについて回答させていただきます。

コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて身近で簡単な事柄について聞いたり話したりすることとともに、音声で十分になれ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うことを目指しております。

2つ目、学校で行う内容、自宅学習の手法を小学校ではどうするのかについてです。

英語教科化に向けて移行期間を経ておりますので、学校で行う授業についてはスムーズに指導をすることができます。小学校学習指導要領に基づき、英語の授業を行っていきます。自宅学習の手法につきましては、英語に興味を持たせるように指導を行っていきたいと考えております。

3つ目、先生の意識と現在の小学校教員免許制度の見直しはあるのかについてです。

文部科学省では、2020年度から小学校学習指導要領の適用で英語の正式な教科化が始まり、今まで以上に教員の専門性が求められております。学級担任制の基盤になっている免許制度を見直し、教科担任制を後押しする仕組みづくりが検討されております。町の体制といたしましては、ALTや英語に堪能な外部人材の確保や教員が中心となり、校内研修及び複数の

学校の合同研修を通じて効果的な指導方法を習得できるようしっかり支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） それでは、追加質問したいと思いますので、まず1番の財政健全化の具体的取り組みについての質問をいたします。

先ほどの答弁では、国が定める指標をベースにするとお考えのようですけれども、私の考えはそうじゃなくて、国は国の指標でありますけれども、河合町の財政状況から見れば独自に河合町が目標とする数値をつくってほしいと思います。先ほどその目標値をする中で、実質公債費比率と将来負担比率と経常収支比率になったわけですけれども、この中に財政調整基金とか地方債も入れてほしいと思います。それを入れるということはどういうことかという、今の答弁では条例化をしてほしいわけです。条例化をしないと、毎年予算で組むということじゃないので条例化をして、そのどういう検証をするかどうかについても条例化しないことには、目標値が定められないと思う。担保するものがないわけです。これについてどう答弁されるのか。追ってまた町長からも条例化について聞きます。既に、全国では一部条例化しているところがございます。

もう一つ、その他の健全化に向けた財政運営の5つのポイントは、これらの中身を踏まえて条例の中に入れるということなんです。このことについてどのように考えているのか、まず回答をお願いしたいと思います。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 財政健全化の具体的な取り組みに向けてということで質問いただいております。

基金の残高、あと地方債の残高に対する目標値ということでございます。

基金の残高とか、財政調整基金の残高とか、地方債の残高につきましては、収支見通しを通して目標設定という形ではございませんけれども、収支見通しを通して住民の皆様、議会にまた公表させていただきたいというふうに考えております。

条例の設置というところでございますけれども、全国でもちょっと把握する限り10団体の市レベルでの条例化というのは承知しております。その条例というのはどういったものかというところでございますけれども、実際に各団体に対しましては、団体の状況というのは例

えば指標がある一定ライン低い状態の中での設定という形になっております。その比率が一定の目標値を超えた場合に、例えば財政健全化計画を策定したり、それを公表したりというような形を義務づけているというようなことになっております。

先ほど申しましたけれども、本町では今比率が高い状況ということになっておりますので、まずその比率を改善を図りまして、一定の比率になりましたら、その条例の制定を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 私が危惧するのは、国の指標は目標じゃないんです。河合町は7町、恐らく奈良県では非常に低い、悪い数字が出ているわけです。この数字をどこまで上げていくのか、改善していくのかについて、条例化によって担保してもらいたいということです。もしそれを超えた場合とか、そういう場合はどうするのかということも含めて条例化の中にとってほしいわけです。10市町村あるといいますけれども、2万人ぐらいの市もあるわけですから。だからそういうものを河合町独自でつくっていくという姿勢がなければ、目標を持たなければ財政健全化、毎年できませんでして終わってしまっ、もう一回見直し、毎年見直ししないといけなくなりますよね。それはそれでいいと思います。だから、経常収支比率とかこういう3つの指標をどうしても国の指標に置きかえてもらっては困るわけです。25%まで大丈夫だと、そうじゃなくて独自に例えば将来負担比率だったら200を切るとか、そういう目標を持ってほしいわけです。それを条例化してほしいということです。これについては町長いかがですか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今具体的な内容についてちょっとお示しいただきました。それにつきまして、こちらのほうでも検討してまいりたいと思っております。

そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） これは早急にしてほしいんです。来年からそれができるかどうかということですが、もちろん時間的な問題もあると思いますけれども、非常に難しい問題であると思いますけれども、前向きに検討していただきたい、具体化していただきたいと思っております。

それで次、介護保険の事務ですが、これは遠い将来の問題だとは思っています。7

町で連携してやっていることと言ったら審査会の認定だけです。これは事務は全部各市町村でやっているわけですから、これを例えば保険料を一本化する、これできると思います。いきなり一本化するのが難しかったら二本ですればいいということは過去10年前から私は提案しております。そのことについて7町での協議会で話があったのかどうか、回答をお願いします。

○高齢福祉課長（松村豊範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 松村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（松村豊範） 7町での担当者会議での場においては協議はなされておられません。今後必要に応じて協議になるかと思います。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 即協議に入ってもらうように提案をしてほしいと思います。よろしくお願いします。

次に、地域支え合いなんですけれども、これから高齢化になると、いろいろさまざまな問題があるわけです。今のお話ですと、私の考え方でいきますとほとんどできていないということです。なぜできていないかについては、やはり行政の力も問題だと思います。行政が主体でやるわけじゃないんです。住民がやるわけです。そのときに、各地域によってばらばらなんです、考え方が。高塚台2丁目の中で今後どうしていくかということは、自分たちの問題なんです。だからそれを行政みずからが音頭を取ってやるということは、主体者じゃないわけです。これを広げていっていただきたいと思います。それから、城古とか市場、やっているんで、そういう人選は行政がまずやっていただきたいと思います。そういう計画を河合町の中でいろいろあるので、問題はいっぱい出ていると思います。それを拾っていただくために、こういう組織をつくってほしいと思います。これについての計画ございますか。

○議長（杵本光清） 松村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（松村豊範） 計画といいますか、行政も積極的にかかわって行って、地域のほうに出て行って、事業化に向けて一緒になって取り組まないと進まないのかなというふうには考えています。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 何でもそうですけれども、いかに実行するかということなんです。別にこれ難しいことではないわけです。住民がそんなの要らないということであれば、これは住民のほうにボールを投げかけているわけですから、ボールを投げかかるのは市町村なんで

す。住民主体であるということですから、行政が主体であるわけではないんです。そういうふうにはボールを投げて、それを住民が受けとめてやる。やるかやらないかは住民なんです。だけれども、行政から働きかけなかったら住民動きませんので、そこを計画的にやってほしいと思います。これ必ず将来大事な問題だと私は思っています。住民が考えて住民が行動する。できないことは行政がどこまでするかとかいうようなことなので、そのところ計画的にやってほしいと思います。誰を選ぶかとか、それは行政ができるわけですから、この計画というのはそういう意味なので、別に無理やりにするというわけではないんですけれども、どういう方針でこれから各地域でやってもらうのかということについて、もう少し具体化しないことにはなかなか住民もついていけないと思いますので。

それで高塚台2丁目のところでやっているということですが、私のほうに一向にお呼びがかからない、これは全ての住民が参加する、それぞれの部門で参加するという意味なので、その点についてやはり手法としては行政が指導してもらおうということなんです。この点についてはいかがですか。

○議長（杵本光清） 松村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（松村豊範） 高塚台2丁目につきましては、自分らの地域でそれぞれ困りごとについてリーダーシップを持たれている方が少しでも困りごとを解決していただいているように聞いておりますが、ほかの地域につきましても行政が積極的に手を出して、それぞれの地域に広まっていくような形での計画を今後していきたいなど、このように思っております。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） それでは最後、英語教育について。

このポイントは、日本人という与会話が下手くそだとか言われているんですけれども、実は書く力もあるのかなという視点もどうなのかということです。問題はコミュニケーションするという意味は、英語圏の人たち、要するにその国の文化とかそういうことを知ることが大事なことです。興味を持たせるという一つの要素になるわけです。例えばそのためには、英語で考える力を小学校で教えることはできますか。英語で考える力を、これを小学校からやるというのが必要なんです。日本語を返すんじゃなくて、英語でものを考える、英語で表現する、ダイレクトで考えるというそういう教育を小学校で求めていますか。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 英語で考える力ということですが、今回新たに英語の授

業が始まっていきます。今後そういった英語で考えること、また英語自身学校の先生がどう
いうふうに指導していくかも含めて、こちらのほうで考えていけるようにもっていきたく
考えております。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） そうしますと、生徒は別にして、学校の先生の意識としてどのように
考えたらいいか、現状、来年から始まる前の現状について説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 学校の先生につきましては、初めての英語の教育ということで、
小学生は特に全ての教科を教えていただいております。その中で英語が増えるということで
不安を抱えている先生もおられると聞いております。ただし、英語といたしましても子供たち
が嫌いになる、また英語嫌いにならないようにということでスタートできるような形と考
えておりますので、小学校の英語教育、また中学校の教育に連動づけるような形で先生もきち
んと意識を持って英語教育に取り組んでいってもらうように考えております。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） そうしますと、英語が好きになるというのはどういう方法があると思
いますか。答弁をお願いします。

○教育総務課長（中尾勝人） はい。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） まず、英語が嫌いというよりも英語になじみがないというのが
現実かと思えます。この前、町といたしまして英語のイングリッシュプログラムという形
での行事をさせていただきました。そのときに声が大きかったのはやはり英語だから参加し
たくない、英語というところの不安があるというところがありましたので、そういったところ
を踏まえて実際プログラミングをさせていただきましたら、帰るときには楽しかった、また
やってほしいというふうな声もありました。そういったところで英語嫌いになるというのは、
今の何もやっていない状態で英語嫌いになるのではないかというふうになっておりますので、
実際に英語を話す、聞く、いろんなことをすることによって英語がどんどん好きになってい
く、そういうふうに考えております。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） まず、言葉というのは「How」じゃないわけです、「What」な

んです。何を話すか、何が知りたいかと興味を持つんです。英語を話している人たちがどんな考え方をしているかと興味を持たないと、興味をなくします。ただ単なる英語を教えるということだけではこれからはいけないと思うので、それを小学校からどう培っていくかということについて、教育委員会の人ややはりはっきりと明確に出さないとなかなかできないことですから、そういうプログラムについては既にあると思いますけれども、状況はいかがですか。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 英語につきましても、コミュニケーションをどのように取らなければいけないのかというところで、まず恥ずかしくならないようにする、また英語を声に出していくというふうなことを前提に指導していきたいと考えております。

○議長（杵本光清） 西村議員。最後1分になりました。

○12番（西村 潔） 英語教育は非常に時間がかかります。非常に興味を持つかどうかは学校の先生次第とっております。そういう点では小学校の先生も英語を教えることで興味を持っていただきたいと思っておりますので、その指導を教育委員会として具体的にどうしていくかは検討中分、1年2年ではこれはできるわけではないので、5年10年先を見据えてやっているわけです。タイでは20年以上前からやっているわけですから、私も学校訪問させていただきましたけれども、そういう抵抗感がないような形で生徒に教えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（杵本光清） これにて、西村 潔議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分とします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時30分

○議長（杵本光清） 再開します。

◇ 中山義英

○議長（杵本光清） 3番目に、中山義英議員、登壇の上、質問願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） 議席番号5番、中山です。

それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問を行います。

テーマ1、内水対策事業について。

毎年全国各地で台風や大雨により甚大な被害が出ています。奈良県においては、総合治水対策事業のさらなる強化事業として、大和川流域内における内水被害地区で適地に必要な貯留施設等を整備していく奈良県平成緊急内水対策事業が平成30年7月から進められています。河合町においては、不毛田川周辺の川合3カ所がこの事業の適地候補地として選定されています。そこで、貯留施設整備計画の進捗状況等について3点質問します。

質問1、貯留施設整備計画の進捗状況はどうなっていますか。また、事業を進めるに当たって県と町の役割分担はどうなっていますか。

質問2、どうすれば工事は早く進むと考えられますか。

質問3、現在、町はいつまでの完成を目指し、どのように取り組んでいますか。

テーマ2、職員の福利厚生について。

河合町の正規職員は、各種イベント、草刈り、災害等で庁舎外において職務に当たることが多く、その際に作業着、長靴、ヘルメット、防寒着等が町から無償貸与されていないため、各自が自前で購入しています。町の職務命令で職務に従事しているにもかかわらず作業着・長靴・防寒着等を自前で購入しなければならない自治体を私は今まで聞いたことがありません。今後は全ての正規職員に対して河合町の町章及び職員名の入った作業着や長靴・ヘルメット・防寒着の無償貸与が必要と考えます。

必要と考える理由は2点あります。災害時に住民を避難誘導する際に、職員の服装がばらばらでは住民に役場の職員として信用してもらえるのか疑問に思います。

2、作業着・長靴・ヘルメットの着用なしで災害対応に当たることは大けがにつながることで予想される上、また草刈りにおいても職員を事故やけがから守るという点から作業着・長靴・ヘルメットは必要不可欠なものです。なお、次回草刈りまでに作業着・長靴・ヘルメット・防寒着が無償貸与されない場合は、草刈りは絶対命令しないことを強く要望します。

質問1、令和2年4月1日までに全正規職員に無償貸与してもらえますか。

テーマ3、行政運営の取り組み状況について。

行政運営の取り組みについて、6月、9月議会で質問したところ、町側の回答は、実施に向けては前向きに検討するというものが大半でした。そこで、それぞれの検討項目について現在の進捗状況の説明を求めます。

1、町側が公表している町税収入など自主財源確保のための「徴収・滞納整理体制充実に向けた組織強化」について質問を行いました。町長からは、現在の厳しい社会情勢においてもあらゆる方法で税収確保に努めることが重要課題であり、そのために徴収体制の充実などにより税収確保につなげたいとの回答でした。

質問1、現在、「徴収・滞納整理体制充実に向けた組織強化」の進捗状況はどうなっているか説明を求めます。

2、「まちづくり・行政運営」に関して、町長がどのようなビジョンを持っているかを質問しました。町長からは、まず各種イベント等に積極的に参加することで町民が本当に何を求めているかを見きわめる、また町役場の組織把握にも努めたいとの回答でした。

質問2、まちづくり・行政運営に関して、町民が今一番求めていることは何であるのかわかりましたか。また、役場組織の現状は把握できましたか。そして、それらに対して今後どのような取り組みを行っていくのか説明を求めます。

3、選挙公報で公約されているシルバー世代の知恵、経験は町の財産について、どの分野にシルバー世代の知恵、経験の活用を考えているのか。また、対象者は何人存在するのかを質問しました。町長からは、若手職員が積極的に町内に出かけ、町民と対話する中で人材情報をキャッチし、人材を文化、スポーツ等の講師や行政への知的活動に活用していきたいとの回答でした。

質問3、知恵、経験を持ったシルバー世代の人材発掘状況はどのようになっていますか。また、活用の工程表等は作成されましたか。人材を既に特定の分野に活用されていますか。これらの進捗状況の説明を求めます。

以上で登壇しての質問を終え、あとの質問は自席にて行います。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） いろんなご質問ありがとうございました。

私のほうからは、まちづくり、それから行政運営について基本的な説明をいたしたいと思えます。

町民が一番求めていることは何であるかがわかりましたかのご質問についてお答えしたいと思っております。

5月に町長就任以来、強く感じておりますのは、とにかく河合町の町の空気を変えていきたいな、変えることかなということ強く思っております。もう一度河合町を好きになっていただく、またプライドを持っていただく、そういうことかなということ強く思っております。あらゆる集会とか会合のときに、今私どものほうから説明させてもらっていますのは、河合町のあるべき姿としまして、人に優しい、それから人情あふれる、人の情けであふれる、別の言い方で言いますと温かい空気であふれる、そんな温かい町河合町になってほしいと願っております。その実現のためにというか、今までありました夢ビジョンを礎にした河合愛A I 構想を掲げました。タウンミーティングでも説明をさせていただきました。

主に3つの施策を軸にしております。公共施設の見直し、それからもう一度教育の町に立ち返る、それから子育てしやすいそういう環境をつくるという3つの施策を軸にしております。それぞれにつきましているいろんな場面で再発見、再認識をしていただいて、新たな資産とかそういうことを形成、再構築していきたいと思っております。また、河合町の中にはもう既にかんりの地域資源もありまして、可能性、ポテンシャルといいますか可能性、それから魅力アップにつながっていくと考えております。それが新たな満足、あすへの期待となりまして町内外から人口安定した町、また定住促進が実現すると今考えております。

細部につきましては、各担当課のほうから、今議員の質問に対して答えていきますので、またよろしく願いいたします。

以上です。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） そうしたら私のほうからは、1番、内水対策事業についてお答えさせていただきます。

まず、①番といたしまして、貯留施設整備計画の進捗状況はどうなっていますか。また、事業を進めるに当たって、県と町の役割分担はどうなっていますかとのご質問であります。

現在における進捗状況についてであります。本町より県に対し要望しておりました財政的支援などに関しまして、先日奈良県のほうが来庁され報告を受けたところでございます。これまで、奈良県平成緊急内水対策事業の基本的な考え方につきましては、町の流域対策の進捗を踏まえて上限5億円として県が実施するというものでありました。また、インセンテ

ィブとして用地取得など町の取り組みに応じて県が実施するというものでありました。今回事業主体は町となり、設計、工事、用地買収費に係る総事業費から、国費、交付税措置を除き県と町でそれぞれ2分の1を負担するという提案内容でございました。奈良県平成緊急内水対策事業は、流域対策として優先的に実施する必要がある、県も町の取り組みを支援していきたいということでございました。しかしながら、本町における対策量を考えますと町の負担が大きくなることを見込まれることから、本対策を推進する県に対しまして大和川の下流域に位置する本町の喫緊の課題であるということを再度訴えるなど、今後継続的な協議を行ってまいります。

2つ目といたしまして、どうすれば工事は早く進むと考えられますかとのご質問でございます。

当然、まず事業に係る財源の確保が最も重要と考えております。今年の台風19号などで発生しました河川の氾濫、決壊などによる甚大な被害が県内及び本町においても起こり得る災害であるということを再認識し、対策の早期実現に向けた支援を県に強く求めてまいります。

3番目といたしまして、現在、町はいつまでの完成を目指し、どのように取り組んでいますかとのご質問でございます。

平成緊急内水対策事業につきましては、令和元年より令和5年度までの5カ年度事業をされております。しかし、起こり得る災害を未然に防ぐことが対策となりますので、令和5年度中の完了目標ではなく国や県の支援を早急に取りつけ、本事業におきまして適地候補地として選定されました用地を提供いただく方々と順次協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、私からは2つ目のテーマ、職員の福利厚生についてご質問いただいております、作業服等を無償貸与の件に答弁させていただきます。

作業服に関しましては、かつて本町におきましても職員に無償貸与していた時期がありましたが、平成16年度に財政健全化計画、これを策定するに当たり全ての事業を見直した中で職員自身でもできるだけの削減努力を行う必要があることから、その削減努力として可能なものについてはみずからの負担により対応することとしたものでございます。

現在も財政の健全化に向けた取り組みは継続中であり、できる限りの経費削減は続けてい

かなければなりません。ただし、当然のことながら作業に当たる職員の安全確保をおろそかにしているのではなく、台風警戒の際など物の飛来が予想される場合のヘルメットの貸し出しや夜間作業の際の反射ベストの用意などの安全対策は現在講じているところでございます。

以上となります。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 私のほうから、「徴収・滞納整理体制の充実に向けた組織強化」というご質問でございます。

徴収・滞納整理体制、これの充実を図る上で人員の確保、これが現時点での最重要な課題であると考えております。そのため、国税OBあるいは県税OB等の採用につきましては関係機関に働きかけを行っておりますが、依然まだ結果は出ていない状況でございます。

また、町全体で職員数が不足する中で年度途中の人事異動が困難な状況にあることから、現時点では税務課内賦課担当職員の兼務により対応しているところです。

さらに、暫定的な措置ではございますが、今回の人事異動におきまして管理職級の臨時職員、これを税務課関係業務に兼務させるとともに、事務補助として臨時職員1名を増員配置させていただいたところでございます。

今後は、国税・県税OB等の採用につきまして、新たな制度に基づきまして再度募集をさせていただくなど、人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、組織の見直しにつきましては、今後、全庁的な組織体制、あるいは人事配置の見直しの中で、徴収・滞納整理体制につきましても、充実に向けて検討してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 私のほうからは、シルバー人材の発掘についてお答えをいたします。

分野を決め、人数を把握し、工程に基づいて実施するというシステムチックな形をとるのではなく、さまざまな試行を重ねて対応していきたいと考えております。

その取り組みについてですが、広報編集会議を立ち上げまして、その構成員である若手職員を特派員として各種イベント、インタビュー等に同行させ、人材等の情報収集を行っております。

また、河合ブックフェロー、フェローというのは仲間という意味なんですが、そういった形、また公民館クラブ等講師登録、学校支援ボランティア、まちライブラリー、防災士などの取り組みにつきましては、シルバー世代の活躍なしには成立しないと考えております。

今後はこのような取り組みをへて、人材発掘の課題を抽出し、基礎を固めた後、それに見合ったフェローをカテゴリー分けして募集し、体系化してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、私のほうからは、テーマごとに再質問させていただきます。

まず、内水対策事業、これにつきまして、一部協力の難しい土地というのは、貯水施設予定地のどのあたりにありますか。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 協力いただけないという方の、本町が確認を行ったわけではございませんが、地元の方々の情報となります。また対象者が特定されるというおそれもあります。詳しい場所まではお答えできませんが、候補地の端を所有される方に協力いただけないというところではお聞きしております。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それは施設3カ所のうち、何カ所が該当していますか。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 3カ所の候補地のうち、2つの候補地で一部の方の協力が得られないというところでお聞きしております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そういうことであれば、例えば貯水施設3カ所のうち、1カ所からでも先に工事を進めていくことは可能なんですか。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 議員おっしゃるように、そのような進め方というのも当

然考えられます。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、大和川流域12の市町村のうちで、既に貯留施設の工事に取りかかっている自治体というのがありますでしょうか。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 今、聞き取りを行っております内容では、2市町あるというところで確認しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それはどこですか。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） まず、田原本町が今年度事業着手しております、次いで大和郡山市が今年度11月に事業着手を行ったと確認しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 田原本町、大和郡山市、なぜそんなに早くできたのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） まず、田原本町につきましては、本町と違う点がございまして、田原本町が所有する建物の地下に貯水タンクを整備するという計画と確認しております。したがって、田原本町が土地を買収したりというところの必要がないというところで、早期の事業着手に至ったものと考えております。

もう一つ、大和郡山市につきましては、本町と同じように、土地協力いただいた上で買収し、工事着手というところで条件は同じになるんですけども、大和郡山市は本町よりも先に事業着手されていると。本町におきましては、その辺当然実施されている大和郡山市、どういうのを今進められたのかというところ、財源以外の問題でもいろいろ確認していきたいと。本町の事業、早期の着手というところに向けて進んでまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番(中山義英) そしたら、貯留施設をつくるに当たって、いわゆる完成前、完成後で県と町の費用負担の割合分担というか、それはどういうふうな形になっていますでしょうか。

貯留施設をつくる前に、その土地の分とか設計代とか、それからあと完成後の維持管理とか、そういった完成前、完成後のいわゆる費用負担の割合は、町と県でどのようになっているのかということです。

○議長(杵本光清) 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中島照仁) まず、工事におけます費用負担、まだあくまでも案というところではございますが、まず、用地取得費と工事に係る設計業務と、あと工事費につきましては、補助金、また交付税措置される分以外の市町村負担分を県と町で折半するというところがございます。

そして、工事完成後におけます施設の維持管理におきましては、現在におきましては、町が100%の割合で維持管理費を負担するよというところでの話にはなっております。

○5番(中山義英) 議長。

○議長(杵本光清) 中山議員。

○5番(中山義英) 今の話を聞いていますと、河合町の川合地区、不毛田川周辺なんですけれども、昔からはっきり言って何も変わっていない。変わったとしたら上流地域で開発が行われ、そのために浸水が最近起こっているのかなと。それを河合町が全部負担せなあかん、県とも折半あるけれども、この話はちょっとおかしいんじゃないかなと私自身思うんです。

だからこの辺の話になると、もう町レベルではなく、やはり県と国の話になってくるので、ここは町長、副町長に頑張ってもらって、国に陳情してもらって、何とか少しでも河合町の負担割合を減らしてもらえるよう努力していただくことはできるかなと思いますので、どうでしょうか、町長。

○議長(杵本光清) 清原町長。

○町長(清原和人) 12月15日に首長サミットがありまして、そのときにこの内水対策がテーマになるということを聞いておりますので、そこでも今議員おっしゃった感じで今の流れを確認するとともに、そういう要望、知事も来られると思いますので、そういう要望を出していきたいと思っております。

○5番(中山義英) 議長。

○議長(杵本光清) 中山議員。

○5番(中山義英) そしたら、町長、よろしくお願ひします。

それと、不毛田川周辺の住民の方には、中には自分たちの町は自分たちで守りたいという方もおられると思うんです。町側としてそういった方々に協力してもらえることとか何かあるでしょうか。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 住民さんに協力いただけることといたしましては、協働のまちづくりという観点から、どういう形で参画いただけるのかということはとても重要なことと理解しております。

ただ、今現時点におきまして、どのような形で住民の方が参画いただけるのかというお示しはできませんが、事業実施に対するまずご理解と、あと地域の方々の事業に対する合意形成が何より重要であると考えております。

○企画部次長（森嶋雅也） 議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 防災に対してですが、まず、河合町で地域防災計画というのを作成しております。その辺に基づいて各地区で地区防災計画というものを策定するようにということで依頼をしております。そういうことで、ハード面でやはり浸水被害を食い止めというのは限度がございますので、そういったことでソフト面の課題もしっかりと、各地域住民さん意識を持っていただいて対応いただきたいというふうに持っていきたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、できるだけ私としても、一日も早い完成を目指していただきたいと思うんですけれども、町として自治会など、定期的に合意の形成等の確認、そういったことは行っておられますか。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 現在のところ、地元の方々に確認というところはありません。まず、本町といたしましては、財源確保など実現に向けた協議を進めるべきというところで、今現在はまだ行っていません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） やっぱり公務員として定期的に地元を足運んでいただいて、いろんな情報をキャッチしていただくというのは一番大事でありますし、もし行かなかったら、やっぱり住民の方も不安に思うし、河合町やる気ないのかなと思われても仕方がないのかなと思います。だから最低でも月1回ぐらいは地元を足運んでいただいて、その辺の現在の状況を把握していただきたいと思います。

それとまた、町長も町の優先課題として認識していただくようよろしくお願いします。

それと、予算のほうなんですけれども、先ほどの説明で、令和5年までということですが、それは令和5年までに申請書を提出しなければいけないのか、100%の地権者同意なのか、工事を100%完了していないとだめなのか、そこらあたり説明をお願いします。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 本事業におけます令和5年までといたしますのは、確認いたしましたところ、令和5年度までに工事を完了する目標というところで現在は位置づけしているというところで確認しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 令和5年いうてももう何年もありませんので、スピード感を持ってやらしてもらわないといけないかなと思います。

それで、現状のままだと、大雨のたびに不毛田川周辺の人々は不安になりますし、周辺には奈良県及び河合町の指定文化財である廣瀬大社があります。廣瀬大社は河合町が全国に誇れる文化財であって、私自身、河合町の宝物と考えています。そこを災害から守っていくことは、河合町民としての使命であり、非常に大事なことだと思います。

河合町が安心・安全な町を目指すというのであれば、災害が起こってから悔やむことのないよう、一日も早く町民施設を完成していただきたいと思いますので、その点よろしくお願いします。

続きまして、職員の福利厚生について言います。

先ほど小野課長からあったのは、ヘルメットはありますよと。でも長靴はないでしょう。作業着もないですやんか。本来、こういった質問を私が本会議で質問するのは当たり前過ぎておかしいんです。ただ、今のままだと余りにして職員への待遇が悪過ぎるので、今回質問

しました。オーバーな言い方かもしれませんが、ちょっとしたことで助かる命、けがはあります。だから後で悔いが残らないよう、職員の安全のためにも、作業着、長靴、ヘルメット、防寒着の無償貸与はぜひともやっていただきたいと思いますので、必ず4月1日までに無償貸与してください。

それから、6月議会でも私が言いましたけれども、まちづくりは人づくりということを私言ったと思います。いかに立派な計画はあっても、その計画を成功させる鍵となるのが、やはりその計画を企画し実行する人材が存在するという事に尽きます。だからもっと職員を大事にしていきたいと考えますので、その点よろしくお願いします。

どうでしょう、4月1日までにやっていただけますか。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、ご指摘のとおり、近隣を見ても作業着を支給していないというところが非常にもう少のうございます。ただ、先ほど課長申しましたように、健全化の一環として続けておくこともご理解いただきながら、ただ、近年の災害出動の件数も増加することを考えますと、職員であることを明確にするということは必要なのかなど。そういうところから、ヘルメットあるいは反射ベルト等は用意しておりますが、作業着を統一する、それ以外にも、例えば災害用のビブスであるとか、腕章、ゼッケン等による貸与等も考えられます。

いずれにしても予算を伴います。そういうところから、来年度の予算編成過程の中で検討してまいりたいと考えますので、よろしくお願いします。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） もし貸与されない場合は、草刈りは絶対命令しないようにしてください。ここはお願いします。

続きまして、行政運営の取り組み状況についてをテーマにいたします。

先ほど部長のほうから組織強化のことでありましたけれども、私自身、ずっと以前から思っていたんですけれども、河合町は税収確保に向けて積極的にという感じはしないんです。その理由としては、町税収入を増やすことで翌年、地方交付税が減ることを恐れて、それなら汗をかかないほうがましなのかなというふうな考え方なのかなと思っています。地方税補助金に頼ってばかりいるうちに、自分の頭で考える姿勢と創造性が失われて、他人任せの財政運営になっていませんか。ほんまには町として本気で税収確保に取り組もうと考えている

のか、そこをお聞かせください。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） まず、町税収入というのは、町の幹根をなす、最重要な収入であると考えております。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、もっと組織を強化してもらって、なぜここまで言うかというたら、地方税法には時効があるんですわ。1年おけると時効で取れないんですわ。課税もできないし。そこを私はすごく意識しているので、すると先ほどの中で、人員確保に努めると。組織を構築する中で、人を増やすことも確かに大事ですけれども、今現在の税務課の中では、直接町税と関係ない介護保険料、後期高齢者医療保険料の徴収業務あります。これは担当課に戻すべきじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 担当課に戻す議論の話なんですけれども、メリット、デメリット、両方ともあると思います。例えば、滞納された方1人に対して全部の税目、あるいは保険料等も含めて徴収に行けるというメリットがあります。ただ、デメリットといたしましては、それぞれの業務が煩雑になるというところがございます。それらも含めまして、検討はしてまいりたいと思います。

ただ、少なくとも今の現状を考えますと、人の配置というのは最優先課題というところで対応しているところがございます。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 一応遠慮して国民健康保険税のことも言わなかったんですけれども、本来それも回していただきたいんです、担当課に。というのは、部長は実際国保の業務とかやられたことあるのかなと、聞いていて。介護保険とか後期高齢もそうですけれども、まず国民健康保険であれば減免措置があるんです。それは担当課でないとわからないんです。税務課がそこまで知らないんです、減免要綱のことは。だから担当課に回したほうが話が早い。そういうのがあるので、やはり町税収入と直接の関係ない、こういった料が国保、これは担当課に回すべきだと、私の考えです。できるだけ来年4月までには回すように、戻すようにお願いいたします。

それから、町長のほうから、一番今求めていることというのは、町の空気を変えたいとか、人に優しい町、温かい町、この辺すごく私も共感する部分ではあるんです。ただ、そういっ

た中で子育てもしやすいということなんですけれども、実際町民が求めていることというのは、若い世代、高齢者、それぞれ世代ごとで違うと思うんです。いろんなイベントに出たからいうて、そこまで把握できるのかなと。

だから一度アンケート調査とかそういったことをやってみられたら、どうですか。それであれば、10代、20代、30代という形でいろんな方の要望も聞けると思うんです。そういうことはどうでしょうか。やってみられるという考えはおありでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今の件につきましては、そういう部分で調査するというか、そういう意識をするということで前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それから、9月議会で町長に対して、魅力競争力税収アップで財政再建のうち、どれが大事かを質問しました。町長から魅力アップが税収につながるの、魅力に力を入れていくと答弁されました。町長が言う魅力ある町とは、どんな町を言うんですか。町長が考えておられる魅力ある町というのをもう一度お聞かせ願えますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 一番初めにも言いましたけれども、町の空気を変えたいということで、どんな町がいいのかなということをずっと考えております。やっぱり河合町のよさは何かなということで、これはもう職員にも聞きましたし、周りの方にもいろいろ聞きました。そして、河合町はすごく優しいというか住みやすいというか、ある面では制度的にしんどい部分もあるんですけれども、そうじゃなくて、中の住みやすさというか、意識としては本当にいいよということをよく聞きましたので、そういうことであるべき姿として、ちょっと抽象的で時代おくれの部分も感じられるかわからないんですけれども、人に優しくて人情の味がある、そんな町になってほしいな。

ただし、それに向けましては、安心・安全。先ほどの内水対策にも関係するんですけれども、安心して安全で住みやすい、そういう町を目指すのが一番の魅力につながっていくのかな。

また、来年4月、認定こども園も開園になりますけれども、そういう部分も含めまして、河合町のよさというか、それを再確認していくというか、そういうことが私の務めかなと思

っていますので、言い方はあれなんですけれども、明るい材料、今まで何年間いい情報が出なくて、河合町のしんどい部分がかかなり周りに浸透しましたので、そうでなくて、河合町に住んでいいこともあるよということで、情報発信していきたいと思っております。

それから、人口のことにつきましても、年々ずっと右肩下がりで来ている状況があったんですけれども、本年度を見てみますと、月によっては前の月よりもちょっと増えていたりとか、また減ったりとか、少しずつそういう下げどまりというか。出生率も若干持ち直してきたところがあるかなという部分とか、それから若い世代も河合町に移り住んできていただいている状況も見えてきましたので、今言いましたところ、候補を羅列した形になるんですけれども、そういう町にしたいと思っております。

以上です。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 町の空気を変えたいとかいろいろ、私もそういうのはほんまにいいと思うんですけれども、そういった中で、町長は河合町が今一番優先的にやるべきことは何だと考えておられますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど申しましたようなまちづくりをする中で、人を増やす、人に来ていただく、それが財政もかなり厳しい面は私は認識しております。そういう部分も、人が来ていただくことで、ある程度いい方向に向かうことができるのかな。

財政再建につきましても、本当にどうしたら一番河合町がうまくいくかなということを考えているんですけれども、こういう言い方が合っているかどうかはわかりませんが、これだという特効薬は今のところないかな。ただ、そういう地道な取り組みを少しずつやっていくことで、町内の人にも元気持っていただいたりとか、周りの人も河合町はこういう町なんだなということで、ちょっと認識してもらうことが、つながっていくと思っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 町長の思いと住民が思っている思いというのは、当然食い違いというのはあると思うんです。だから町長が思う思いで例えば進められたときに、当然住民の思いと食い違ってきたときに、そのあたりは、そのときにどういうふうな形で調整されていかれま

すか。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 11月23日にタウンミーティングをさせていただきました、河合町として今のところこういうことを考えているということで、午前中は二中校区、それから午後は一中校区というところで、させてもらって2時間の間、いろんなご意見をいただきました。その中でも、今議員おっしゃったように、若干自分と持っている内容と違う見方でというか、いろんなご意見いただいて本当によかったかなと思っています。

きょう午前中も公共施設の見直しとかいろんな議論しましたけれども、やれるところからきっちりある程度の案づくりをします。来年度、小さな間隔というか、今多分22ぐらい大字自治会があると思うんですけれども、1カ所ずつはかなり人数が少ない地区もありますので、2つ、3つ合同にするとか、少数の単位でいろいろできたところからご提示させてもらって、それをしっかりお聞きしたいと思います。

今議員おっしゃったように、そこでまた町として見直すべきことが出ましたら、見直しを必ずかけていきたいと思っています。

以上です。

○5番（中山義英） はい。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、ちょっと話戻るかもわかりませんが、町長の思いとか理想とかよくわかりました。ただ、いろいろそういうことをするのに、やっぱりお金というのは絶対必要になってきますし、財源確保というのはもう当たり前の話なんですけれども、そういった夢の実現のために、そしたら事業の見直しとか新しい施策とかいろんなことをやっていかないとだめなんですけれども、その辺のことはわかった上で、町長は答弁されているという解釈でいいんですか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） ちょうどハード面につきましては、先ほども言いましたけれども、認定こども園なり、今第二小学校と第三小学校の統合も進んでおります。これからは今議員おっしゃったように、財政的にはかなり河合町苦しいので、その部分はこれからいい方向に向けていく、そういう必要があると思っています。ただ、やっていかなければならないこともあります。先ほどの内水対策のことも、命にかかわることは優先するというので、ただし、

いろいろな面で吟味していかないと、何でもかんでもやっていくということにしましたら、多分河合町の財政、これから本当に先行きが見えませんが、そこはしっかりチョイスするというか、しっかり判断させていただきたいと思います。

それから、新しい事業をしようと思っても、収入を確保しないと、外頼りでやっていたら、今まで以上のそういう積み重ねになってしまうので、そこは慎重にさせていただいて、まだ議員の先生方のご意見もしっかり聞いて進めていきたいと思います。とにかくそういうほうでは慎重にやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしましたら、清原町長は今後の行政運営、まちづくりについて、新たな河合町総合計画をつくられるのか、それとも前町長の河合のまちの夢ビジョンというのをそのまま踏襲されるのか、そこらあたり確認したいんでお願いします。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今のところ、総合計画については正直考えておらなくて、先ほど一番にも言いましたように、夢ビジョンの部分を礎にしまして、この間タウンミーティングでも申し上げました3つの柱をとにかく進めていくという現状でございます。ただ、将来的にある程度見えてきたら、今議員おっしゃった部分でもまた考えていきたいとは思っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 今回の河合町の現状を変えるのは、やっぱり町長の強いリーダーシップ、それと何か目標計画がなければ、職員もついてこられないと思いますので、できるだけ早く総合計画とかをつくって、職員にもその辺を認知してもらうようにやればいいかなと私は思います。

それと、次に、テーマ3のほうの、シルバー世代の知恵、経験についてお伺いします。

活用分野は決まっていますか、まだ今のところはっきりとは。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 活用分野につきましては、今はまだ明確にはしておりません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） やっぱり町長も公約されておられますので、一日でも早く実行していかないと、清原町長に期待して投票された方は裏切られたと多分思われているんじゃないかなと考えます。

それと、工程表等は作成されますか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 活用分野、また人数の把握、工程表、そういったことにつきましては、残念ながら我々今そういう形の手法はとってございませんので、まだ作成等はしておりません。しかし、そう言いつつも、今後の活用分野としまして、今町長が申しましたファシリティーマネージメント、教育・子育て、そういったことに係る人材につきましては、当然必要になってくると想定しておりますので、そういう人材の需要をしっかりと見きわめていきたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、その人材の供給というか発掘、そういったものはどういった手法でやろうかなとか考えておられますか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 冒頭申しました特派員を含めた職員が、通常業務であったり、窓口業務で、訪問業務がよくあるんですが、そういった中、またイベント等の対話の中で発掘をしていきたいなど。また、河合町では活発に活動いただいております総代自治会長会であったり、各種団体へのヒアリングも重要な方法だと考えております。そういった方々の人脈に期待したいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 広い意味で言うと、広報紙に載せていただくのも一つの方法なんかなと考えますので、その辺の方法も取り入れていただきたいなと思います。

そしたら、今のところ活用されている分野もまだないという解釈でいいですか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 先ほど申しました河合ブックフェロー、まちライブラリー、これにつきましては、これからかなと考えております。ただ、防災士ですが、私も含めて約100名の登録がございます。それと、学校支援ボランティア、こちら約230名の登録ござい

ます。公民館クラブ等の講師の登録、7名の方が7つのジャンルで登録をいただいております。今後も、こういった方々を徐々に増やしていきたいなというふうには考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） その分野の中に、税の割と精通された方というのを入れていただけますでしょうか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 税だけでなく、さまざまな行政課題、これからいろいろ見えてくると思いますので、そういった人材の活用も検討してまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、時間もあれなので、ちょっと戻りますけれども、最初は町長は魅力ある町が大事だと言われておりますが、一般的に言われている魅力ある町というのはどんな町と言われているか、町長の認識というかをお伺いしたいです。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど私見、ちょっと言わせてもらいましたけれども、多分一般的な町というの、本当にそこで暮らしやすい、一皮むいたら安心・安全、それから自然があったりとか、それから交通の便がよかったりとか、町によっての要素はかなり変わってくると思うんですけれども、今言ったのが大体私は一般的な、河合町の場合はそれをほとんど含んでおりますで、ベースとして。すごくそれと共通する部分があるかなとは思いますが。

以上です。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 私も大体生駒市で7年ほど開発もやっていたし、いろんなところで学んだ中では、安心して子供を産み育てられる町、それから通勤・通学に便利な交通手段の整った町、それから買い物に便利な商業施設の整った町、それから医療・福祉施設の整備が整った町、あと消防や救急時の医療体制の整った町が大体一般的に広く言われる魅力ある町なのかなと考えております。

それから、また町長の選挙公報の話になりますけれども、町長、選挙公報の中で、町民に夢、誇り、行政に知恵、覚悟を公約されていますが、このことについて自分自身を現時点で評価するなら何点ぐらいになりますか。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） すみません、なかなか難しいご指摘でというか、とにかく抽象的になるんですけれども、やれるところからやっていくということで、今の場合は小さな変化というか、きょう午前中教育でも英語の問題、西村議員から取り上げていただきました。学校教育が来年4月から変わるということで、河合町の子供たちも、私は朝答弁しなかったんですけども、例えば英語の場合でも、そういう子供たち、好きになってもらう、好きになってもらうと思ったら、単なる学習じゃなくて、そういう環境を大人がつくっていくというか、そういう感じに持っていくというか。

あと10月、河合町の役場の方々かなり頑張っているんですけども、挨拶がないとか案内もしてくれないとかそういうマイナスのイメージがありましたので、3年以内の職員さんに玄関に立っていただいて挨拶をして、それから高齢者の方も来られますので、要件を聞いてそこまで連れていってもらおうというか、そういうちょっとしたサービス、まだまだやっていることは少ないんですけども、やれるところからとにかくやっていくというか、そういう部分でまだまだ自己評価はなかなかできないんですけども、まだまだ始まったばかりというか。

この間もある会で言わせていただいたんですけども、この5月に選挙で町長に就任させていただいて、今大きな農地をいただきまして、やっと少しずつ耕し始めているというのが自分なりにはそういう認識を捉えております。また、議員の皆さんとかいろんな方々からご意見をもらって、しっかり耕し続けて、早く花の種なり野菜の種、そういう部分を種をまける状態まで持っていきたいなということを思っています。まだまだスタートしたばかりということで、よろしく願いいたします。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（杵本光清） 中山議員、残り1分です。質問まとめてください。

○5番（中山義英） はい。

まあ、点数つけにくいかもわかりませんが、以前に比べたらかなり加点はあるかなと私は感じています。

1年目というので、住民の方の期待も大きいと思いますので、町民に夢、誇り、行政に知恵、覚悟ということの位置づけに向けて、今後も頑張りたいと考えております。

あと、職員を大事にしてあげてください。作業着、出してやってください。よろしくお願

いします。

○議長（杵本光清） これにて、中山義英議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は2時35分といたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時36分

○議長（杵本光清） 再開します。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（杵本光清） 4番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

馬場議員。

（10番 馬場千恵子 登壇）

○10番（馬場千恵子） 議席番号10番、馬場千恵子、通告書に基づいて質問いたします。

今回、2点質問いたします。

1点目は、学校給食の食材から除草剤が検出されたということについて質問いたします。

輸入小麦粉でつくられたパンから除草剤グリホサートが検出されたということが、農民連の食品分析センターが発表いたしました。

奈良県の学校給食のパンは、県産小麦粉が10%、カナダ産が50%、アメリカ産が40%使用されています。日本は小麦消費量の88%を輸入に頼っています。その多くは、アメリカ、カナダからです。両国では、収穫前のグリホサートの散布が一般化しています。市販のパンなどからも除草剤の成分が検出されたという報告もされています。ただ、国産小麦からは一切検出されていません。子供たちに安全でおいしい学校給食を提供するために、次の点について伺いたいと思います。

1、除草剤グリホサートが人体に及ぼす影響について、どのように認識されていますか。

2番目は、国産小麦粉100%、国産米粉100%の学校給食のパンを子供たちに提供すべきだと思いますが、いかがお考えですか。

3、米飯給食の回数を増やしてください。

4、どうすれば国産もしくは河合町産の小麦粉、米粉で学校給食のパンを提供することができるとお考えでしょうか。

以上の点についてお答えください。

2番目は、自衛隊適合者名簿の提出についてです。

河合町では、自衛隊の要請に応じて、18歳と22歳の若者の名簿、住所、氏名、年齢、性別の情報を提供していることが、奈良県の平和委員会の調査で明らかとなりました。

奈良県下39全ての市町村を対象に行ったもので、その結果、閲覧を拒否したのはゼロ自治体です。閲覧のみは9自治体、また対象者の抽出名簿の閲覧は18自治体です。そして、紙媒体での対象者名簿提出は12自治体です。電子データでの提出はゼロ自治体となっています。また、宛て名シールでの提出もゼロ自治体ということでした。

河合町では、紙媒体で名簿を提出しています。全国的には67%の自治体が名簿提出はしていません。自治体には、個人情報やプライバシーの権利を擁護する責務があります。憲法99条、13条に立ち、本人の同意なしの提供に応じないのは当然です。住民のプライバシーを守る立場で、次の点についてお伺いします。

1、以前は情報の提供に応じていないと認識していましたが、いつから紙媒体での提供がなされていますか。

2、今回の紙媒体での提供は、抽出された名簿ですか。

3番目は、今後の対応として紙媒体での提供はしないということですが、自治体には名簿提出の要請に応える義務はありません。今後、閲覧そのものを拒否することも求めてまいります。

4、住民からの同意なく名簿を提出しないよう要望があった場合、どのように対応されますか。

以上です。再質問につきましては、自席にて行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから、学校給食食材から除草剤検出について回答させていただきます。

1つ目の質問といたしまして、除草剤グリホサートが人体に及ぼす影響について、どのように認識されていますか。

除草剤のグリホサートについては、2015年にWHO外部組織であるIARC（国際がん研究機関）が毒性や発がん性の懸念があると発表しています。このような背景の中で、奈良県学校給食会に問い合わせたところ、輸入小麦は神戸港に入ってくるときに、農林水産省により農薬検査が行われております。その後、製粉会社から奈良県学校給食会が購入しております。

また、パン工場に入る前に、再度、奈良県学校給食会として残留農薬検査を行っており、残留基準値内であることを確認しております。

2つ目、国産小麦粉100%、国産米粉100%の学校給食のパンを子供たちに提供すべきだと思いますが、いかがお考えですか。

小麦粉及び米粉については、児童・生徒に対して安全で安価な学校給食用物資を県内同一価格で安定供給するため、奈良県学校給食会が購入しております。

町は、奈良県学校給食会からパンの指定工場を経由して購入をしております。国産小麦粉100%、国産米粉100%の学校給食用のパンを安全で安価、おいしいパンとして子供たちに安定した供給ができるように求めています。

3つ目、米飯給食の回数を増やしてください。

現在、学校給食のパンの割合は週2回で、月曜日と金曜日です。米飯につきましては、週3回、火曜日、水曜日、木曜日です。河合町が給食委員会でパン及び米飯の回数を決めています。子供たちのアンケート結果に基づき、現在の回数としております。

4つ目、どうすれば国産もしくは河合町産の小麦粉、米粉で学校給食のパンを提供することができるとお考えですか。

河合町産の小麦粉については現在栽培はしておりません。奈良県産小麦品種のふくはるかにはパン専用品種ではないため、ふくはるか100%では製造が困難であると県の学校給食会より聞いております。米粉につきましては、奈良県産を使用して学校給食に提供をしております。

国産100%に向けて、奈良県学校給食会に要望しながら、地産地消の推進にも取り組んでいきたいと考えております。

○議長（杵本光清） 中野住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） それでは、私のほうから、自衛隊適合者名簿の提出についてということで、4点の質問をいただいております。順次、お答えさせていただきます。

名簿の提出はいつから紙媒体で提供がなされていますかということなんですけれども、紙

媒体での提供の実施につきましては、調査させていただきましたが、過去の記録が存在せず、また、職員の退職等もあり、判明には至りませんでした。ただ、現在の担当職員が平成25年から異動により事務を引き継ぎ、その時点では紙媒体での提供を行っていたことは確認できております。

次に、今回の紙媒体での提供は抽出名簿ですかということなんですけれども、紙媒体での提供につきましては、抽出名簿により行っております。

次に、今後の対応と紙媒体での提供はしないということですが、自治体に名簿の提出要請に応える義務はありません。今後、閲覧そのものを拒否することを求めますということなんですけれども、国、地方公共団体の閲覧は、住民基本台帳法第11条により、法令の定める事務の執行に必要である場合は、閲覧請求が可能であり、また、自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令120条の規定により、自衛官、候補生の募集に関する事務は法定受託事務となること、さらに自衛官、候補生の募集に関し、市町村に対し必要な報告、資料の提出を求めることができることから、当該法令の規定に基づき対応を行っており、今後も請求があれば対応を行いたいと考えております。

今後においては、紙媒体での提供は行わず、住民基本台帳法第11条の定めるところにより、閲覧での対応を考えております。

次に、住民からの同意がなく名簿をしないような要望があれば、どのように対応されますかということなんですけれども、住民基本台帳の閲覧に関しましては、平成18年11月1日の法改正で、何人でも閲覧可能制度を廃止し、法令に基づく場合、公的、公共的な利用など限られた目的の場合のみ可能となったことから、保護に十分留意した制度となり、情報漏えいといった問題に対しても、安全性を確保した運用が図られていると考えており、法に基づき適正に対応して行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、まず、学校給食の食材について質問いたします。

先ほど発がん性が危惧されているというような報告もあったということなんですけれども、そのほかにもいろいろと心配されることがあります。発がん性はもちろんのこと、自閉症などの発達障害とかも懸念されています。

それと、生殖器への異常、またパーキンソン病とか、動物実験では発がん性が表われたと

いうことも報告されている中で、アメリカではこういったことについて不買運動ではないけれども、使用しないというような運動が進んできています。アメリカのお母さんたちの市民グループですけれども、子供の尿や髪の毛の調査活動なんかを行って、食事を有機食材に切りかえて、アレルギーや自閉症が改善したという報告もされています。

確かに検査では合格するような微量のグリホサートですけれども、毎日食べるパン、また給食だけでなく、日常的にも食べているパン食なんですけれども、それが積もり積もるとやっばり思わぬ怖いことが起こるといことなんですけれども、日本でもアメリカがしているような調査、同様の検査を行っていたという例もあります。市民グループですけれども、国会議員を含む28名の協力者を得て、毛髪中の農薬検査を実施した結果、やはりそのうちの70%からそういったグリホサート、そのような代謝物質が検出されたというようなことも報告されています。

こういったことについても、日本における調査については、ふだんからグリホサートが直接散布されている場所にいる人ではなくて、またオーガニックや有機無添加などの食の安全に関心の高い人たちの調査の中だったんですけれども、それでもあらわれてきたということは、輸入の大豆とかワインとかパスタとかいろんなところでのグリホサートの害があらわれてきているのではないかというふうに思われます。

そういったことで、学校給食においても、いろんなところで通過、安全性が認められているというような形で報告がありましたけれども、実際にそういったことがあらわれてきているという報告もされていますので、それについての対応はすべきじゃないかというふうに思います。

それと、農林水産省の調査においても、アメリカ、カナダ産の小麦の9割以上からグリホサートが検出されたというような報告もされています。日本に入っている小麦粉のほとんどがアメリカ産、カナダ産中心になっていますので、そういったところでの注意はやっばりしていけないといけないのではないかと思います。

今すぐに子供たちにどれだけの影響があらわれるのかわかりませんが、積もり積もっての子供の健康上にかかわることですので、改善できるところから改善していくべきだと思います。

ちなみにそういったことを受けて、全国的な動きとして、学校給食に国産の小麦粉を使用していくというような動きも出てきています。今年始めて来年から実施できるというような、簡単にできるものではないんですけれども、たくさん全国的には経験があるんですけれども、

みんな述べさせてもらってよろしいでしょうか。千葉県のところでは、国産の小麦粉で100%のパンを学校給食に使っている。また、埼玉県でも、2000年から食パンを国産で100%つくっている。東京杉並区においても、パンの回数を減らして行うようになった、米飯給食を3回にしている。そのようなことで、危険と思われるパン食を減らしてきているというような経験もあります。もちろん北海道、小麦粉の産地ですけれども、そこでも100%の小麦粉のパンをつくっています。もちろん青森県とかもありますし、秋田県、愛知県、そういったところでも住民の粘り強い運動と、それと地域の農業をされている方の協力を得て、子供たちに安全なパンを提供しているということが経験として挙げられていますし、今そういった動きがどんどん増えてきている中で、河合町においても、やはり安全な食材というかパンを提供してもらいたいというのが願いなんですけれども、そういったことについて、例えばお米のご飯の給食を増やしてもらって、パンの日を少なくしていく、そういったことも含めて検討していただきたいと思います、いかがでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 今、議員のほうがおっしゃっていただきました小麦粉のパン食につきましては、今、週2回ということで先ほど答弁させていただきました。小麦粉自体は奈良県産、奈良県学校給食会のほうで管理をしております、その中でも奈良県産が10%、カナダ産が50%以上、それでアメリカ産という形になっております。奈良県産を少しでも10%のところを高くしていくとか、議員おっしゃっていただいたように、簡単にはできないのはわかっておるんですけれども、少しでも奈良県産、また国産を増やしていくという方向で要望していきたいというふうに考えております。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） その小麦粉なんですけれども、県産の小麦粉のみならず、河合町産での小麦粉を使うということも可能でしょうか。

それと、米粉パンにかえていくということはどうでしょうか。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 現在、河合町産、先ほども言わせていただいたように、小麦のほうはつくっていないというのが現状でございます。また、これが需要、つくっていただける方があらわれたとしても、河合町独自では基準は設けられないということになっております。検査のほうもできませんので、そういったのも含めて、行く行くはという話は前向きに

はしていきたいと考えております。

今現在、パン食を2日提供させていただいているということでお答えさせていただきましたが、金曜日につきましては、もう既に米粉パン、米粉ミックスにはなるんですけれども、米粉パンのほうを提供させていただいております、月曜日につきましてはパンという形で、味つけパンということで提供のほうをさせていただいております。米粉パンにつきましては、少し金額が上がりますので、そういった部分も含めて検討していきたいと思っております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 現在、つくられていない小麦粉も、河合町ではパン用にはつくっていないというのわかりますけれども、先ほどいろいろな県での取り組みも述べましたように、1年とか2年とかでできたものではないんですね。やっぱり長年かけて子供たちに安全な食材をとということで取り組まれています。できる人を待つんじゃなくて、そんなふうにしていってもらうということで進めてもらいたいと思うんですけれども、その姿勢、農家の方に頼んでいただく、お米だったらつくられて、米粉で100%可能じゃないかなというふうに思いますけども、米粉パンのミックスっていうのはやっぱりアメリカ産、カナダ産も入っていますので、その辺の危険性はあると思いますので、そういったところの改善もしてもらいたいと思います。

それと、先ほど学校の給食会で米飯、パン食、麺類とかいろいろ決められるというふうに言われていたけれども、そこでのきょう私が質問させてもらったような中身について検討していただくということは可能でしょうか。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 先日、この質問をいただいてから、県の学校給食会のほうに問い合わせのほうさせていただきました。そうしましたら、学校給食会のほうから、今すぐにはできませんけれども、地域の方、つくっていただける方に声をかけたりということで、奈良県産全てということはなかなか難しいかもわかりませんが、先ほど言わせていただきましたパーセンテージを上げていくとか、そういったことについては検討していくと聞いておりますので、引き続きこちらからも要望していきたいと考えております。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 奈良県産及び河合町産の小麦粉、米粉も含めまして、小さな町ですので、計画的に進めていくと不可能ではないかと思っております。これは何よりも子供たちの健康

に関することですので、子育て支援、それこそ健やかな子供の成長をという意味でも、ぜひ実現してもらいたいというふうに思います。安全な給食を子供たちに提供するという一方で、これはぜひ町としても力を尽くして、地域の方の協力も得て、進めてもらいたいなと思います。

そして、あいている田んぼとかも利用しながらお米を生産していただいて、米粉パンということで実現させていただくということも可能かと思っておりますので、ぜひその点はよろしくお願いいたします。

それと、自衛隊の名簿の提出についてですけれども、紙媒体での提供をしていたということで、平成25年で異動されて以来、紙媒体でやっていたということなんですけれども、この中で抽出した名簿を提供していたということなんですけれども、これについて、今まではこの名簿は提出されていなかった、閲覧だけだったかなというふうに思っていたんですけれども、そういった異動もあり、退職者もいてということなんですけれども、このようなほかのところからの要請とかがあった場合、上司への報告とか、どういうルートで要請があって、どこが承って、どんなふうに提出していくのかというようなルートは、明らかになっていなかったんでしょうか。

それと、自衛隊法の97条で、地方自治体が自衛官の募集に関する事務の一部を行うというふうになっているかなと思うんですけれども、それについても、実際に広報での募集とかもされていますので、それはされているかなと思いながら見ていたんですけれども、あとは120条ですかね、資料の提出を求めることができるというふうになっているので、これについては、それに応じるかどうか自治体の判断に委ねられているという解釈なんですけれども、それについてはどうでしょうか。2点お願いします。

○議長（杵本光清） 中野住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） まず1点目の閲覧についての職員からの決裁過程といいますか、報告ということについてなんですけれども、自己決裁といいますか、決裁については、請求書を提出していただいた中で、中身確認して問題ないということであれば、閲覧請求にお応えさせていただいています。

その中で、自衛隊につきましては公的機関ということですので、目的等を記入していただく申請紙があるんですけれども、それを確認した上で閲覧、今は提供ですね、ちょっとさせていたいただいていたという形になっております。

次に、自治体の判断ということなんですけれども、この件につきましては、住民基本台帳

法、先ほども説明させていただきましたけれども、自衛隊法に基づく、募集に関しては法定受託事務ともなっていることで、また、提供については法令に基づいてということになっていますので、また、古い話になるんですけども、第156回の国会の個人情報の保護に関する特別審査会というのが、平成15年4月23日に開会されておられます。その中で、総務省の見解としましては、提供自身も、要は自衛隊法に基づいて、閲覧ではなくても提供自身も住民基本台帳法と抵触するものではないという回答はされているところであります。

以上、報告させていただきます。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 河合町内においてそういった要請があったときに、どういうルートで回っていくのかなというのが、少し曖昧だったかなというふうに思いました。

実は、この平和委員会のアンケートにつきましても、2回アンケートをとらせてもらっています。1回目はどこに行ったかわからないということで、2回目にやっと何カ月もおくれてアンケートを提出してもらったんですけども、そういったのが担当の窓口のところでの判断に委ねられてしまっていたのではないかなというふうに思います。

それと、その自衛隊法の、先ほど言われましたけれども、120条においても提出を求めることができるっていうことになっています。提出を求めるけれども、それについて義務はないということなんですけれども、個人情報を守るという立場で、これについてどうかなというふうに思うんですけども、そういう点について、個人情報保護法の23条とかもあるんですけども、それについてはどんなふうにお考えですか。

○住民福祉課長（中野雅史） 議長。

○議長（杵本光清） 中野住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） 個人情報の観点からということなんですけれども、冒頭のほうで説明させていただきました閲覧につきましても、何人もということから法改正されて、ある一定の法令規定の範囲であるということで、提出要件を満たせば、閲覧等で対応させていただいてくるところでありますので、個人情報の保護ということになれば、その辺の法令厳守に基づいてやっていますので、その辺では問題ないかなと考えておるところでございます。

現在、対応につきましては、国における自衛官、先ほども説明させてもらった自衛官募集は、国の防衛に至らず、国際平和のための活動の取り組みや国内外の災害派遣など、国の平和と安全を確保するためなど、国の任務、責任を果たすためにとり、少子化の進展など、

自衛官の募集環境は厳しい状況である中、優秀な人材を将来にわたり安定的に確保するためなどとされており、また、自衛隊法関連法において募集事務が法定受託事務となり、また資料提出を求めることができることとされていることから、請求に応じた対応を今後も行っていきたいと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 全国的には、閲覧だけというところ、名簿を提供しないというところが60パーセントというふうにあらわれています。積極的にシールで提供しているとか、それだけ抽出して紙媒体で渡して、うちもそうだったみたいですが、しているとかというところもありますけれども、そういうことについても、個人情報の保護法からいっても、よろしくないのではないかと思うんですけれども、法的にいったら、厳密に言うとならば23条については、全く違反ではないというふうに書かれているところもあります。

ところが、住民基本台帳法というのがある、それには、違反するのではないかというふうに言われていますが、その点はどうでしょうか。

○福祉部長（門口光男） 議長。

○議長（杵本光清） 門口福祉部長。

○福祉部長（門口光男） 先ほど課長のほうからお答えさせていただいているとおりでありますが、復唱しますと、自衛隊法の抜粋になるんですが、第97条、これにつきましては、都道府県知事並びに市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官の候補生の募集に関する事務の一部を行うということとされており、したがって、同条の規定に基づき、法定の受託事務という認識を持ってございます。保護に基づいたもので、何ら問題はないのかなというように私どもは考えておるところですが、一方で、住民基本台帳と自衛隊法の相違といった点でございます。

住民基本台帳法の第1条、この規定によりますと、閲覧させることを請求することができるように規定されており、提供と具体的に明記がされてございません。一方で、自衛隊法施行令第120条においては、具体的な自衛官の募集に関して、市町村長に対して資料請求、これを認めてございます。

しかし、今後、河合町の対応といたしましては、個人の情報の提供に応じるのはおかしいのではないかという一方のご意見もございまして、河合町におきましては、他町村においては媒体等でやっておられるところもあるかと思うんですけれども、河合町においては、関

覧にて今後対応してまいりたいというふうに考えます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） できることならば、提供は避けてもらいたいところなんですけれども、閲覧ということでされているのが、要請を受けたところのほとんどの自治体の対応のよ
うに聞いています。

この97条の中で、募集に関する事務の一部を行うということで、これに基づいて行ってい
る河合町の何か事例とかありますか。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 自衛官の募集事務に関しまして町でやっている事例といたしまし
ては、主に広報紙の記事掲載がございます。これ昨年度の事例を紹介いたしますと、年に6
回記事を掲載しております。

以上となります。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） そのほかに、ポスターの掲示とかはされていないんですか。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） そういったポスター類のものが送られてきた場合には、庁舎内な
どで掲示したりしている事例もございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それら引き続きこういった要請があった場合は、個人のプライバシ
ーも保護するという意味でも、閲覧も含めてしてもらいたくないというのが本当なんですけ
れども、そこにとどめてもらいたい。

今後閲覧ということで、抽出された名簿を提供しているということを、今お聞きしてび
っくりしているんですけれども、そんなに自衛隊に付度して丁寧に出さないといけなかった
のかなというふうに思います。シールでの提供というのもね、ちょっとびっくりするような
自治体もあったんですけれども、京都市とか鳥取県、それで岐阜県なんかでも、そういった
ことも行ってされているんですけれども、そうところでも、やっぱり多くの住民の方の反対
があって、今改善されつつあります。

そういう意味でも、河合町においても、そういった媒体というか、閲覧のみということで進めてもらいたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（杵本光清） これにて馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

◇ 佐 藤 利 治

○議長（杵本光清） 5番目に、佐藤利治議員、登壇の上質問願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

（4番 佐藤利治 登壇）

○4番（佐藤利治） 議席番号4番、佐藤利治です。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

テーマとしては、大きく2つございます。

まず、予防接種について、少しちょっと質問の前に説明をしたいと思います。

ロタワクチン定期接種について。ロタウイルスは感染力が強く、ほぼ全ての子供が5歳までに感染し、ピークは生後6カ月から2歳です。特徴として、繰り返し感染することもあります。初めての感染が重症化しやすく、ひどい脱水症状などが起こり、死亡事例も報告されています。今まで普及が進まなかったのは、自己負担で個人の意思での任意接種であり、金額が1人当たり2万円から3万円必要で、地域における経済格差も原因だといわれています。

本年10月、厚生労働省は、ロタワクチンを定期接種化する、原則無料にてと決めました。ただし、問題は、この施策は令和2年10月からで、このワクチンは生後6週目からしか接種ができないので、来年、令和2年の8月20日ごろ出生の乳児からしか定期接種の恩恵を受けることができません。

ここで、せめて河合町独自で、同学年4月1日生まれからの子供に、希望者へ補助を出すとお考えですか。いつから、また対象者は、町独自の補助、3点どうお考えか。

2つ目のテーマ、災害備蓄品として河合町では粉ミルクが備蓄されていますが、液体ミルク備蓄の検討は進んでいるのか教えてください。また、いつからの備蓄を考えているのか。現在備蓄している粉ミルクの処分・処理方法はどのように考えているのか。

3点お答えください。

登壇での質問は以上で終わります。再質問は自席にて行います。

○議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長（小山寿子） はい、委員長。

私のほうからは、本年10月、厚労省の厚生科学審議会、予防接種・ワクチン分科会において、定期接種化となりますロタウイルスワクチンについて、河合町での今後の取り組みについて回答させていただきます。

河合町での実施時期というのは、国の定める時期どおり、ロタウイルスワクチン胃腸炎予防の定期接種の開始は、令和2年10月1日からとなっています。令和2年10月1日実施ですが、対象児は令和2年8月1日生まれ以降の乳児を対象とします。

広報としては、ワクチンの接種は生後2カ月からとなりますので、出生1カ月ごろ保健師による全数訪問が実施されており、個別にそのときに対応してまいります。

1年のスケジュールが記載しております各種保健事業の予定表を、令和2年4月に広報紙の中に折り込みますので、全体としては、そこでの周知のほうもさせていただきます。

3番として、河合町独自の補助ということで、同じ学年で令和2年4月1日生まれから7月31日生まれの子たちには定期接種化の対象にならないということで、差が出てしまうところなんですけれども、今後の出生人数を見きわめて、助成の実施も含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 私のほうからは、災害備蓄についてお答えをいたします。

液体ミルクでございますが、来年度からの備蓄を検討しております。あわせて、保健センター行事や防災訓練などの機会を通じまして、液体ミルクの便利さ、災害時の利点等を啓発し、ローリングストックによる家庭での備蓄の普及を図ってまいりたいと考えております。

現在、備蓄しております粉ミルクにつきましては、賞味期限が到来する前に、保健センターの窓口や各種イベント等で配付したいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） まず、ロタワクチンの件で確認していききたいと思います。

8月1日からということなんですけれども、死亡事例も報告されているそういう状況の中で、ほぼ全員の方が感染しているわけです。それを子育て支援ということで、河合町では今、子ども医療費助成拡充は絶対に必要、また、子育て応援予算は知恵を絞ってひねり出すとの決意で、今、清原町長を中心に進んでいます。私はロタワクチンの補助は必要だと思います。ここでやはり、あすの新聞にでも、国の助成前に河合町が行うというようなことが出るように、できれば清原町長、田中副町長に、やるというようなお答えをいただきたいんです。

この中で、もし、それは子供さんは乳幼児ですから8月1日以前に生まれて、僕は受けられへんかったと、個人では言いません。お母さんはどうでしょうか、その辺は。はい、その辺、ちょっとお聞かせください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今の2点のことについて答えさせていただきます。

まず、ロタウイルスワクチンにつきましては、先ほど課長のほうからも申しましたように、助成の実施をしていくということで、ちょっと前向きにいきたいと思っております。

それから、液体ミルクにつきましても、前向きに考えております。ただ、先ほど答えましたように、細部については、またちょっと細かいところというか、詰めさせていただきたいなと思いますけれども、液体ミルクについても前向きに考えてまいります。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） まず、ロタウイルスの件について、この通告書をつくって回ったときにも、やはりどこでもやっぱりお金がかかるとかいうことをおっしゃっていたんですけれども、ここに過去、平成27年から30年の出生率の数があります。単純に5月から7月の3カ月間で、最大にお子様が生まれた年で31名。で、先ほど言ったように、2万円から3万円かかるということなので、厚労省のほうも、これを定期接種に踏み切ったというのは、2社のメーカーが値段を下げると言ったことにあるわけです。これは私の我見で申しわけないんですけれども、仮に2万5,000円として31名で77万5,000円です。約80万のお金を出せませんか、河合町は。そういうことを、ちょっと考えていただきたいんです。

それと、きのうのこれは新聞でも出ていましたけれども、厚労省は明治32年以来初めて全

国的には、うちは増えているかも知れませんが、明治30年以来、統計をとり出して初めて出生する赤ちゃんの数が90万人を割ったと、これは国のシンクタンクが発表している予想より2年も早い。ということは、今私が計算した77万5,000円、それを出せば4月1日からの子供は定期接種できるわけです。その辺、どう考えていますか。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員おっしゃったように、前向きに検討して考えてまいります。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） わかりました。よろしくお願いします。

それと、液体ミルクの件なんですけれども、来年度からとおっしゃっていましたが、来年度4月1日から、もし4月2日に大きな災害なり地震があったときには、電気、水道、ガス、とまったときに、その液体ミルクを乳児に与えることができるわけですかね。それを1点教えてほしいのと、それと、これはやはり待ったなしの施策の一つやと思うんです。だから、その辺を4月1日までできないという、その理由が、仮に4月1日としても、それまで買えないという、お金がないのか何なんかわかりませんが、その辺の理解がちょっと私はできません。

それと粉ミルク、今現在、どのくらい残っているんですか。だから、両方置いて、先ほどおっしゃっていただいたようなローリングストックっていう方法ですか、家庭に押しつけるのもいいんですけれども、普及させて。我が町の倉庫の中でも、もうもったいないんで、それをやっぱり粉ミルクよりか液体ミルクのほうが保存期間が短いので、その辺はどうしても、先ほどおっしゃったローリングストックという方法はやっていけないといけません。だから、それまでに、町の皆さんが、やはりどこの市町村でもやられている経過を聞くと、やはり初めて粉ミルク、お母さんの母乳、そこから変わるときに、かなり抵抗があって、そのサンプルを試供するとか、そういうふうな取り組みはしないわけですか、町は。その辺を教えてください。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 液体ミルクでございます。

4月1日に大地震というお話でしたが、本当にあした起こるかも知れません。そういった状況に対しては、我々最善の策を講じて全力で対応したいと考えております。

それにつきましては、家庭内で備蓄していただいている、備蓄といえますか、用意してい

ただいているものを利用してもらう、または、災害時の応援協定の業者がございます。そういった業者に、ストックを増やすように働きかけてもおります。そういったことで対応していきたい。また、総合防災訓練などで、こういう液体ミルク、また、保健センターの窓口で液体ミルク、こういうものが、便利なものがあるというPRは、もう既に行っております。

なぜ今すぐにとのお話ですが、やはりいろんな検討事項があるのかなという考えを持ってございます。いろんなプロセスを整理しないといけないかなと思っています。民意の形成であったり合意があつて、初めて着手できるのかなと思っています。

私事で恐縮ですけれども、東日本大震災のときに給水活動に参りました。そのときの惨状を目の当たりにしております。早くしたい、全ての希望をかなえてあげたいという強い思いは持っております。ただ、その中で、液体ミルクという新しい製品の安全性に問題はないのか、また、液体ミルクよりも離乳食を、また、高齢者の介護食を、アレルギー対応食を、さまざまな要望がございます。それにどう応えるのか、何を優先的にを行うのか、どこに費用を投入するのか、安く済む方法はないのか、受益者負担は考えられないのか、そういった多くの検討事項を踏まえて、来年着手したいなというふうに考えております。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 来年というのは、4月2日からは大丈夫ということですか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 今申しあげましたように、多くの検討事項があると。その中で予算もそうですし、来年4月にかがやきの森子ども園が開園されます。例えば、そこでローリングストックをして、それを備蓄として考えられないか、そういったことも踏まえまして、4月1日、2日、その辺にできるかどうかというのは、まだ今の時点では言明できないかなと考えております。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） わかりました。まずは、安全の面からちょっと例を出して触れたいと思います。

衛生上、粉ミルクより信頼性が高いと、WHO世界保健機関と国連食糧農業機構FAOは、液体ミルクを推奨しています。また、皆さんご存じのように、2016年発生した熊本の地震の際、フィンランドから大量の液体ミルクが寄附されています。で、使用もされています。それと、近畿では昨年7月に、颯爽と美濃市がいち早く採用、導入。今年と同じ7月には、三重県が都道府県で初めて備蓄用物資の粉ミルクを液体ミルクに全て入れかえています。だ

から、お金はかかるっていうことを、先ほどおっしゃっていましたが、これだけのやっぱりいろんな例が出ています。

もっと間近な話をさせてもらいますと、この間の台風15号ですね、千葉県、これは山武市の話ですけれども、停電、断水の被害が出ました。発生から5日間の中で、市役所を訪れた母親らに液体ミルク415本を配付、生後9カ月の娘に液体ミルクを飲ませた母親は、水を沸かせない環境の中、液体ミルクがあったおかげでと、とても助かった。簡単で便利なので、災害時を初め、子供の健康を守る上で必要だと思うと語られています。ちょっと新聞紙上のパクリで申しわけないんですけども。これだけ皆さんがやっていて、実際飲んでいて、安全面は、僕はこれを見る限りは心配ないんじゃないかなと、海外では40年前から販売されて、個人で飲んでいるわけですから、その辺のことを考えた場合に、安全の面は心配する必要はないと思います。

それと、先ほど答弁の中でおっしゃられていましたけれども、協定を結んでいる業者さんに備蓄も呼びかけていきたいとか、働きかけているとかということをおっしゃっていましたが、これ今、日本ではどのメーカーがつくられているかご存じですか。その点もお聞かせください。

○企画部次長（森嶋雅也） はい。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 安全面でございますが、私、明治乳業さんですかね、らくらくミルクという製品があるんですけども、その成分をちょっと見させていただきました。そうしたら、原子番号34番、セレンという元素が含まれております。その中でちょっと疑問を抱き調べたんですけども、そういったことがやっぱり今までと違う製品、初めての製品であるということで、やはり安全面というのは注視していかないといけないのかなというふうに考えております。

今、申しましたセレンにつきましては、令和4年ですね、4月1日から適用されるということで、安全性は確認されることがわかっているんですけども、そういったことを、もっと、またさらに何か出てくるかもわかりませんので、しっかりと突き詰めていく必要があるのかなというふうに思っています。

業者ですね。業者が明治と、ちょっと今ど忘れしたんですが、おそらくグリコやったと思います。グリコのほうは紙パックの125ミリリットルで、明治のほうは、今申しましたらくらくミルクということで、240ミリリットルの製品が今あるというふうには認識しておりま

す。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 何度もしつこいようなんですけれども、やっぱり確かに今、厚生労働省のこの粉ミルクの件で、インターネット上でもかなりのことを懸念されて調べられています。その上で、2018年8月8日、厚生労働省が今までだめやったものを改正したわけですね。それと先ほどおっしゃった本年の3月11日、江崎グリコ、3月下旬に明治、2社が販売。通販大手のアマゾンでも売っています。ネクスコ西日本では、101カ所のサービスエリアで販売をやっていきます。果たして河合町に置くときに、それほど心配があるのかなという懸念があります。

私のほうからは、この必要性をもう一度認識しておられるのかということで聞きたいのですけれども、やっぱり災害時の母乳代替品、または、備蓄ということがメインなんですね。災害時、清潔なお湯が入手困難なとき、要は粉ミルクが使用できないときですね、親が負傷したときの代理で授乳が必要なとき、それと、これは皆様にも関係あると思います。家庭での男性の育児参加促進、イクメンです。あとは、これから迎えるオリンピックを来年に控え、海外からの子供連れの旅行者への対応、河合町でも必要やと思うんです。それをいろんな心配事があるからということ、だからもし今この場で言えるのであれば、何が心配で、それだけ時間をかけないといけないのか。やっぱりよそでも高知県土佐清水市では、9月の定例会で導入を提案、すぐに必要とのことで、町長の発言で2週間でスピード配備。これはいつかやるのであれば、先にやらないとだめじゃないかなと僕は思うんですけれども、その辺はどうお考えか、教えてください。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 私、先ほど申しましたように、安全性がまず第一かなと思っています。

それにつきましては、例えばアマゾンで売っているから、どこどこで売っているから安全やというような、それはどこにも保障はないのかなというふうには思っています。

それとは別に、いろんな要望があるわけですね。離乳食、介護食、アレルギー食、そういったものを、どうその要望に応じていくのかというのが、我々に与えられた一つ大きな使命かなと思っています。その中で、なぜ液体ミルクなんだというところの民意の形成であるとか、合意であるとか、そういったところがあって、初めて調達に踏み出せるのかなというふ

うに考えております。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 次長のおっしゃることもよくわかるんですけども、私は今回、一般質問で言っているのは、粉ミルクでは災害が起こったときに、置いていても何の役にも立たないと。水、電気、ガス、私たち議員と清原町長で薪を割って火をたいて、それでお湯を沸かさなあかんわけですよ。その辺で、やはり町民の方にあるのに提供できない、それはやっぱり問題やと思うんですわ。もし、まだ次長のほうが心配やと言うのであれば、書面で出してください。厚生労働省のほうにちょっと問い合わせしますんで、うちの町ではこういう意見が出て、なかなか採用にスピード感が持てないと。災害は先ほどおっしゃっていたように、私は、来年度からということだから、4月2日からは大丈夫なんですかと聞いていますけれども、それは、あしたというのは無理あると思います。でも、よその市町村で同じようにやれて、やれないことないと思うんです。だから、その辺をもっとスピード感を持ってやれないかなと、だから何日でやらないとだめだと言っているんじゃないんです。いろんな心配事があるのであれば、もっとこの辺で皆さんに、私たちに、町民の方にわかるように、その安全性の問題で心配であれば、具体的に言うてください。私、議会が終わった後にでも、厚労省のほうに確認します。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 安全性の面につきましては、先ほどセレンの例を申し上げましたが、その辺につきましては確認されているということがわかりました。ただ、将来的にそういったことが起こらないのかなという不安は、若干は持っているということで認識をいただきたいと思います。

何度も申しますが、その民意の形成、合意があって初めて購入に着手できるのかなと考えております。災害のとき、確かに不便を生じることは我々も重々承知しております。それにつきましては、備蓄している水を利用する、または各小学校にある炊き出しの道具でお湯を沸かす、そういったことは当然に地域住民の協力も不可欠かなというふうに感じております。自主防災組織もごさいますますので、そういったところも徹底して取り組んでまいりたいなと考えております。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） すみません。ちょっと前に質問したことなんですけれども、粉ミルクはどのくらいの量、その量というのは、災害が起こったときに何日分、何人用を想定して置かれていますか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 申しわけございません。粉ミルクでございますが、1缶800グラムの缶が8缶ということで、6,400グラムで、今、赤ちゃん50人が3日間ということで、1人400グラムかかりますので、16人分ということで備蓄をしております。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） わかりました。

私としては、この液体ミルクは、他市の先行例を話しましたけれども、我が町でもやっぱり一日でも早く、やっぱり皆さんに配れるような体制をつくるのが大事だと思いますので、私としては河合町でも今すぐやっぱり動くべきであると考えますけれども、その辺、清原町長のほうではいかがでしょうか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 初めにもちょっと申しましたけれども、導入については前向きに考えていくということと、それから、あと細部につきましては、また担当課のほうにもちょっと詰めさせるということで、今、議員のほうからもいろんなことをおっしゃっていただいて、そういうこともちょっと詰めさせて進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（杵本光清） よろしいですか。

これにて佐藤利治議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（杵本光清） お諮りします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 西 村 潔

署 名 議 員 谷 本 昌 弘